

涌谷町

高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画



令和6年3月
涌谷町

◆◆ 目 次 ◆◆

第1部 総論	1
第1章 計画策定に当たって.....	3
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	3
第2節 計画の法的根拠.....	7
第3節 計画期間.....	7
第4節 他の計画との連携.....	8
第5節 策定体制.....	8
第2章 高齢者を取り巻く現況と将来の見通し.....	9
第1節 人口・世帯等の状況.....	9
第2節 地区ごとの状況.....	12
第3節 介護保険事業に係る推移.....	13
第4節 後期高齢者医療に係る推移.....	16
第5節 アンケート調査からみる高齢者等のニーズ・意識.....	18
第6節 第8期計画の振り返り.....	30
第7節 計画期間における高齢者等の推計.....	37
第3章 計画策定における課題の整理.....	40
第1節 課題の整理.....	40
第4章 計画の方向性.....	43
第1節 基本理念.....	43
第2節 基本目標.....	44
第3節 涌谷町における地域包括ケアシステムについて.....	45
第4節 施策の体系.....	46
第5節 日常生活圏域.....	46
第2部 各論	47
第1章 介護保険サービスの充実.....	49
第1節 介護保険サービスの基本方針.....	49
第2節 介護保険の円滑な実施.....	49
第2章 地域支援事業の充実.....	53
第1節 介護予防・日常生活支援総合事業.....	53
第2節 一般介護予防事業.....	55
第3節 包括的支援事業・任意事業.....	57
第3章 高齢者保健・福祉施策の充実.....	71
第1節 高齢者の健康の保持・増進.....	71
第2節 地域での自立した生活支援.....	73
第3節 地域のつながりの強化.....	75
第4節 ボランティア活動の支援.....	76

第4章	生きがいづくり・交流の推進	77
第1節	スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実	77
第2節	交流活動の促進	78
第3節	クラブ活動等への支援強化	79
第5章	地域で安心して生活できる環境整備	80
第1節	災害時の支援体制の強化	80
第2節	住環境の整備	81
第3節	外出時の安全確保	82
第4節	重層的支援体制の整備・推進	83
第5節	介護者支援の充実	84
第3部	介護保険事業の見込み	85
第1章	介護保険サービス事業量の設定	87
第1節	介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方	87
第2節	居宅サービス	89
第3節	地域密着型サービス	94
第4節	施設サービス	97
第2章	介護保険事業費、介護保険料の見込み	98
第1節	介護保険事業費の見込み	98
第2節	第1号被保険者保険料の見込み	100
第4部	計画の推進	107
第1章	計画の推進体制	109
第1節	推進体制の充実	109
第2節	住民参加の推進	109
第3節	介護保険事業の周知と計画の公表	109
第4節	進捗状況の点検・評価	109
第2章	介護保険の円滑な制度運営のための方策	110
第1節	地域包括ケアシステムの深化・推進	110
第2節	ケアマネジメント機能の強化	110
第3節	介護予防・認知症対策の積極的な推進	110
第4節	介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進	111
第5節	国・県との連携	111

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 涌谷町の高齢者を取り巻く現況と将来の見通し

第3章 計画策定における課題の整理

第4章 計画の方向性

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の趣旨

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、涌谷町においても、令和4(2022)年9月末現在の総人口14,982人のうち、高齢者人口は5,823人と高齢化率は38.9%まで上昇しています。今後も高齢化は進行し、第9期計画期間中に高齢化率は4割を超える見込みとなっています。

こうした中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12(2000)年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護になくてはならない共助の仕組みとして定着、発展しています。しかし、高齢者のみ世帯の増加や8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーをはじめとする多様化・複雑化した問題を抱える世帯が増加するなど、高齢者や介護保険制度を取り巻く環境は変化が続いています。

今後もこうした人口構造や介護ニーズの変化が続くと見込まれており、団塊の世代¹が後期高齢者となる令和7(2025)年に加え、団塊ジュニア世代²が高齢者となる令和22(2040)年など、中長期的な視点をもった持続可能な制度運営が求められています。

また、医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は高齢者に限らず、生活困窮者、独居者、障害者、ひとり親家庭など、これらの要素が複合的に重なり合うケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等の推進や、「支える側」「支えられる側」という制度・分野の枠を超えた取組を推進する必要があります。

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民で支え合い、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生社会の実現を目指し、更なる「地域包括ケアシステム」の充実に向けて、新たに「涌谷町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

1 戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。

2 第二次ベビーブーム期(昭和46年から昭和49年頃)に生まれ、団塊の世代に次いで多い世代。

2 介護保険制度等の改正のポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月19日公布）が成立しました。

介護保険に係る主な内容は以下のとおりです。計画の策定に当たっては、これらの制度改正の動向を踏まえた内容となっています。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

- こども・子育て支援の拡充
 - 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し
 - 医療保険制度の基盤強化等
 - 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化
- 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高齢者医療確保法等】



【介護保険関係の主な内容】

- ①介護情報基盤の整備
- ②介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- ③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- ④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- ⑤地域包括支援センターの体制整備等

3 本計画における基本的な視点

本計画では、第8期までの計画を引き継ぐとともに、国の指針に基づき以下のポイントを念頭に置いて計画を策定しています。

基本的な考え方

- 本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保する必要があります。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保や医療・介護の連携強化を図るとともに、中長期的なサービス需要の見込みについて、地域の関係者と共有しサービス基盤の整備の在り方を議論することが重要となります。

② 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が必要となります。

併せて、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービス整備の推進や介護老人保健施設、訪問リハビリテーション等による在宅療養支援の充実が重要となります。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する必要があります。

また、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待されています。

さらに、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要となります。

② 医療・介護情報基盤の整備

デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるため、医療・介護情報基盤の整備を進める必要があります。

③ 保険者機能の強化

給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化が重要です。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する必要があります。

また、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することが重要となります。併せて、介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進も重要です。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定しました。

なお、老人保健法第46条の18による「高齢者保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置付けられたため、策定義務はなくなりましたが、涌谷町においては、介護予防の観点から高齢者の健康づくり、健康診査等に関する項目については、その方向性を示すものとしします。

第3節 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3年間の計画です。

計画の基礎となる人口等については、介護保険制度改正の基本的な考えとの整合性を確保するため「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22年度までの推計を行い、3年間の取組として、介護保険サービス量（目標量）等の設定を行います。

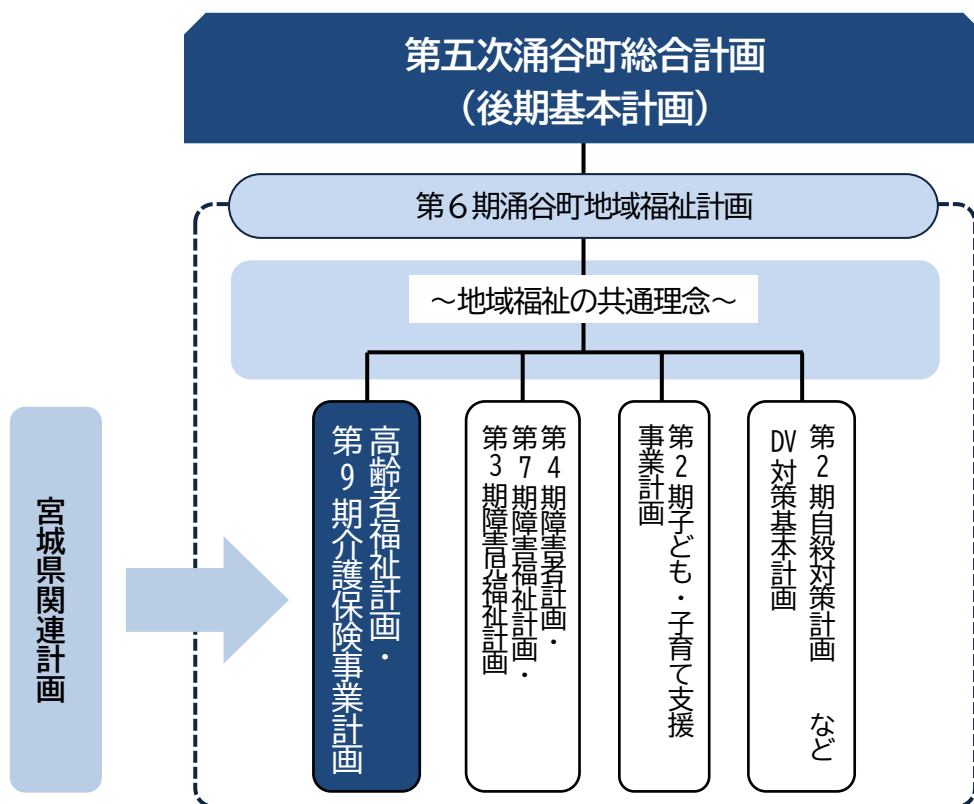
【 本計画の計画期間 】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040)
			団塊世代が75歳に						団塊ジュニア世代が65歳以上に
高齢者福祉計画			高齢者福祉計画 (老人福祉法)			高齢者福祉計画			
第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画 (介護保険法)			第10期介護保険事業計画			

第4節 他の計画との連携

涌谷町では、計画期間を令和4年度～令和7年度とする「第五次涌谷町総合計画-後期基本計画-」を策定しています。本計画は「第五次涌谷町総合計画-後期基本計画-」における保健福祉分野の施策大綱「健康長寿に向けたまちづくり」に向けた分野別計画の一つとして策定しました。また、「第6期涌谷町地域福祉計画」を上位計画に位置付けるとともに、「涌谷町第4期障害者プラン・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」などの関連計画や、県が策定する計画との整合性をとりながら、計画策定を進めました。

【 本計画と他の計画との関係 】



第5節 策定体制

本計画の策定に当たっては、「涌谷町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」において計画について審議を重ねました。

また、涌谷町の高齢者の実態や事業所の人材確保の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため令和4年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」の3種類のアンケート調査を実施するとともに、町民の皆様からのご意見をいただくため令和6年2月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現況と将来の見通し

第1節 人口・世帯等の状況

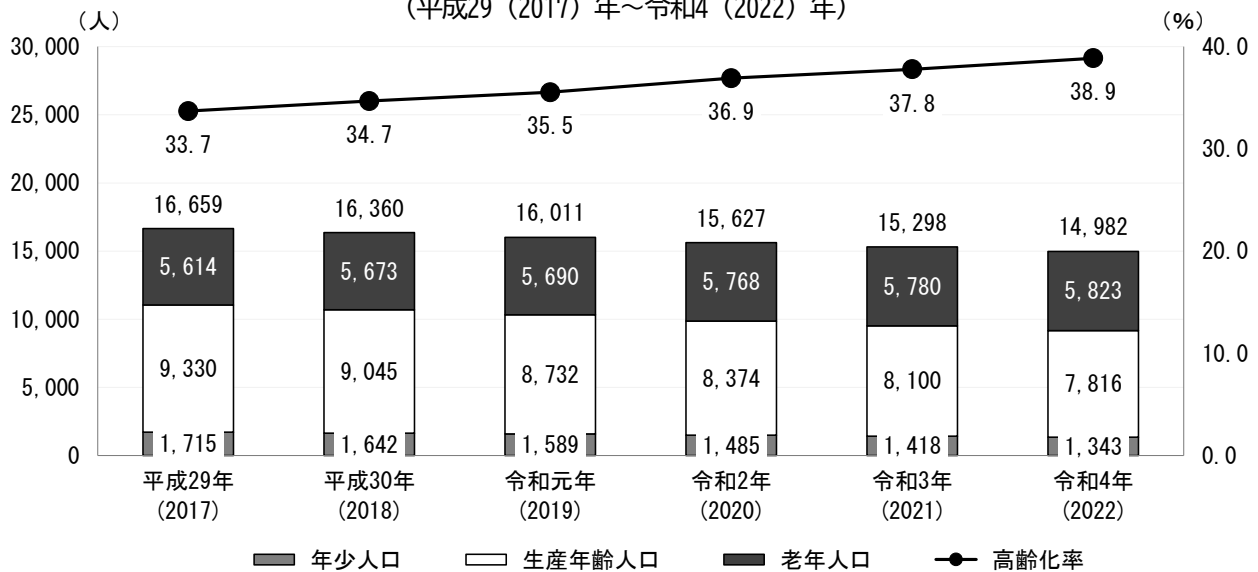
1 人口構造

(1) 総人口・高齢化率の推移

住民基本台帳における涌谷町の令和4年9月末現在の総人口は14,982人となっています。総人口は減少が続いており、平成29年から令和4年にかけて1,677人(10.1%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は372人(21.7%)、生産年齢人口は1,514人(12.6%)ともに減少、老年人口は209人(3.7%)増加しています。高齢化率も年々上昇しており令和4年9月末現在の高齢化率は38.9%となっています。

【総人口・年齢3区分別人口・高齢化率の推移】
(平成29(2017)年～令和4(2022)年)



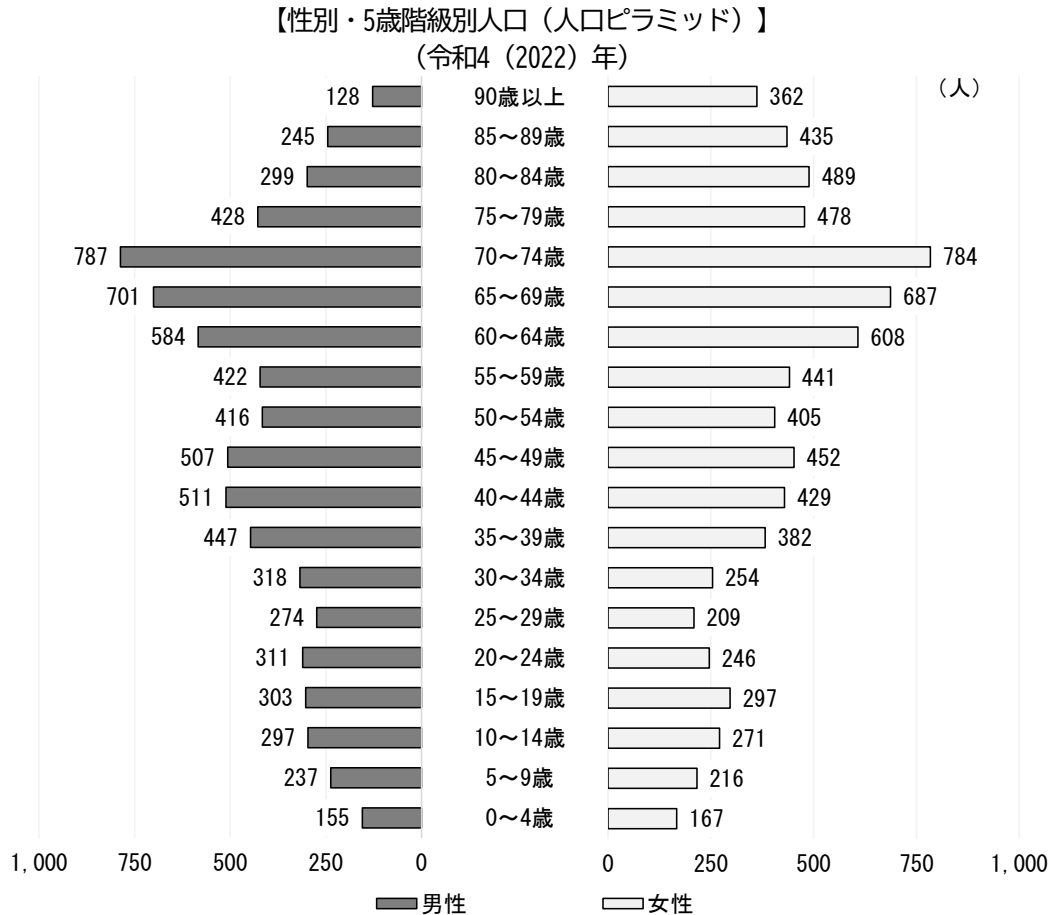
区分		平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
総人口 (人)		16,659	16,360	16,011	15,627	15,298	14,982
年齢別	年少人口 (人)	1,715	1,642	1,589	1,485	1,418	1,343
	生産年齢人口 (人)	9,330	9,045	8,732	8,374	8,100	7,816
	老年人口 (人)	5,614	5,673	5,690	5,768	5,780	5,823
世帯数 (世帯)		6,076	6,067	6,040	6,017	5,989	5,981
一世帯当たり人員 (人/世帯)		2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 人口ピラミッド

住民基本台帳における涌谷町の令和4年9月末現在の性別・5歳階級別人口をみると、70歳代前半をピークに年齢の低下とともに減少傾向にあり、少子高齢化の人口分布となっています。



〈参 考〉

各人口指数は年々増加しています。

【人口指数の推移】
（平成29（2017）年～令和4（2022）年）

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
老年人口指数	60.2	62.7	65.2	68.9	71.4	74.5
従属人口指数	78.6	80.9	83.4	86.6	88.9	91.7
老年化指数	327.3	345.5	358.1	388.4	407.6	433.6

※老年人口指数：生産年齢人口100人に対し、社会的・経済的な面で負担となる老年人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指数。（老年人口指数＝老年人口÷生産年齢人口×100）

※従属人口指数：働き手である生産年齢人口100人に対し、子どもと高齢者（従属人口）をどれだけ養うかを表す指数。（年少人口＋老年人口）÷生産年齢人口×100）

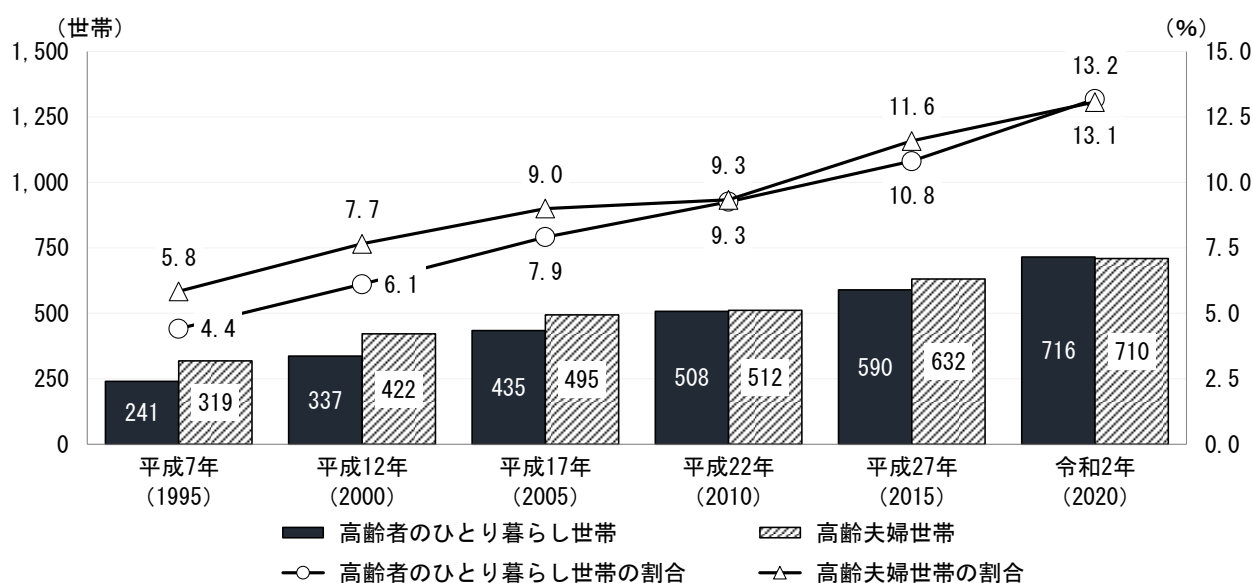
※老年化指数：年少人口に対する老年人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る一つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指数。これが高いと、老年人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口が少ないことを意味しています。（老年化指数＝老年人口÷年少人口×100）

2 高齢者世帯の状況

国勢調査における涌谷町の世帯数の推移をみると、平成12年をピークに減少が続いており、令和2年には一般世帯数が5,430世帯となっています。

一方、高齢者のいる世帯数は、高齢夫婦世帯³、高齢者のひとり暮らし世帯ともに増加しており、令和2年の高齢夫婦世帯は710世帯、一般世帯数に占める割合は13.1%、高齢者のひとり暮らし世帯は716世帯、一般世帯数に占める割合は13.2%となっています。

【一般世帯数・高齢者世帯数の推移】
(平成7(1995)年～令和2(2020)年)



	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯数 (世帯)	5,459	5,509	5,495	5,483	5,454	5,430
高齢者夫婦世帯						
世帯数 (世帯)	319	422	495	512	632	710
割合 (%)	5.8	7.7	9.0	9.3	11.6	13.1
高齢者一人暮らし世帯						
世帯数 (世帯)	241	337	435	508	590	716
割合 (%)	4.4	6.1	7.9	9.3	10.8	13.2

出典：国勢調査

3 夫65歳以上60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

第2節 地区ごとの状況

1 人口・世帯数等

最も人口の多い西地区では高齢化率が34.9%となっている一方で、最も人口が少ない箕岳地区の高齢化率は42.9%となっており、3地区の中で最も高齢化が進んでいる状況です。

【人口・世帯数等（地区別）】

		西地区	東地区	箕岳地区	計	
総	人 口	8,390人	3,592人	3,000人	14,982人	
	第2号被保険者（40～64歳）	6,592人	1,128人	930人	8,650人	
	第1号被保険者（65歳以上）	2,924人	1,541人	1,383人	5,848人	
	前期高齢者（65～74歳）	1,469人	767人	702人	2,938人	
	後期高齢者（75歳以上）	1,455人	774人	681人	2,910人	
	高齢化率	34.9%	42.9%	46.1%	39.0%	
総	世 帯 数	3,468世帯	1,436世帯	1,077世帯	5,981世帯	
	高年齢者世帯数	1,300世帯	704世帯	626世帯	2,630世帯	
	高年齢者独居世帯	565世帯	341世帯	185世帯	1,091世帯	
	高年齢者夫婦世帯	425世帯	170世帯	170世帯	765世帯	
	その他高年齢者のいる世帯	310世帯	193世帯	271世帯	774世帯	
施 設	介護老人福祉施設	設置数	0か所	2か所	0か所	2か所
		定 員	—	110人	—	110人
	介護老人保健施設	設置数	0か所	1か所	0か所	1か所
		定 員	—	80人	—	80人
	介護医療院	設置数	0か所	0か所	0か所	0か所
		定 員	—	—	—	—
	ケアハウス	設置数	0か所	0か所	0か所	0か所
		定 員	—	—	—	—
	住宅型有料老人ホーム	設置数	1か所	0か所	1か所	2か所
		定 員	10人	—	12人	22人
	グループホーム	設置数	1か所	1か所	1か所	3か所
		定 員	15人	18人	18人	51人
	サービス付き高齢者住宅	設置数	2か所	0か所	0か所	2か所
		定 員	35人	—	—	35人

出典：涌谷町健康課（令和4年9月末現在）

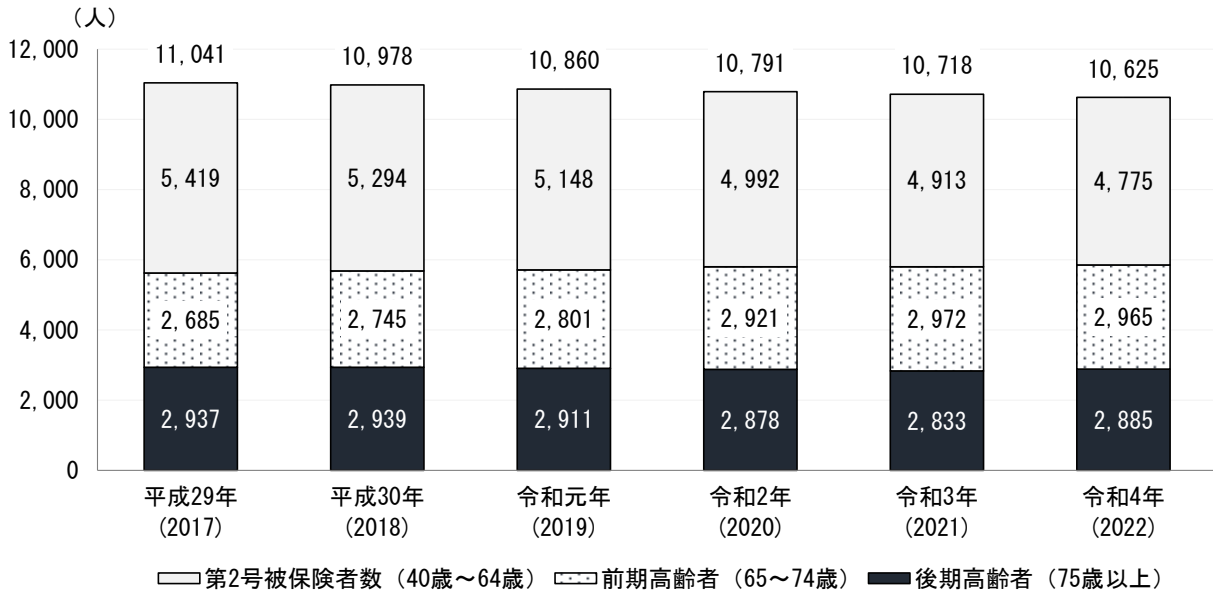
第3節 介護保険事業に係る推移

1 介護被保険者数

第1号被保険者人口の推移を前期・後期高齢者別にみると、前期高齢者は増加傾向、後期高齢者は減少傾向となっています。令和4年9月末現在、前期高齢者は2,965人で高齢者全体に占める割合は50.7%、後期高齢者は2,885人で高齢者全体に占める割合は49.3%で前期高齢者の割合が増加しています。

第2号被保険者人口は減少が続いており、令和4年9月末現在で4,775人となっています。

【介護被保険者数の推移】
(平成29(2017)年～令和4(2022)年)



単位：上段(人)/下段(%)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
第1号被保険者数 (65歳以上) ①	5,622	5,684	5,712	5,799	5,805	5,850
(構成比 ①/⑤)	50.9%	51.8%	52.6%	53.7%	54.2%	55.1%
前期高齢者 (65～74歳) ②	2,685	2,745	2,801	2,921	2,972	2,965
(構成比 ②/①)	47.8%	48.3%	49.0%	50.4%	51.2%	50.7%
後期高齢者 (75歳以上) ③	2,937	2,939	2,911	2,878	2,833	2,885
(構成比 ③/①)	52.2%	51.7%	51.0%	49.6%	48.8%	49.3%
第2号被保険者数 (40歳～64歳) ④	5,419	5,294	5,148	4,992	4,913	4,775
(構成比 ④/⑤)	49.1%	48.2%	47.4%	46.3%	45.8%	44.9%
合計⑤	11,041	10,978	10,860	10,791	10,718	10,625

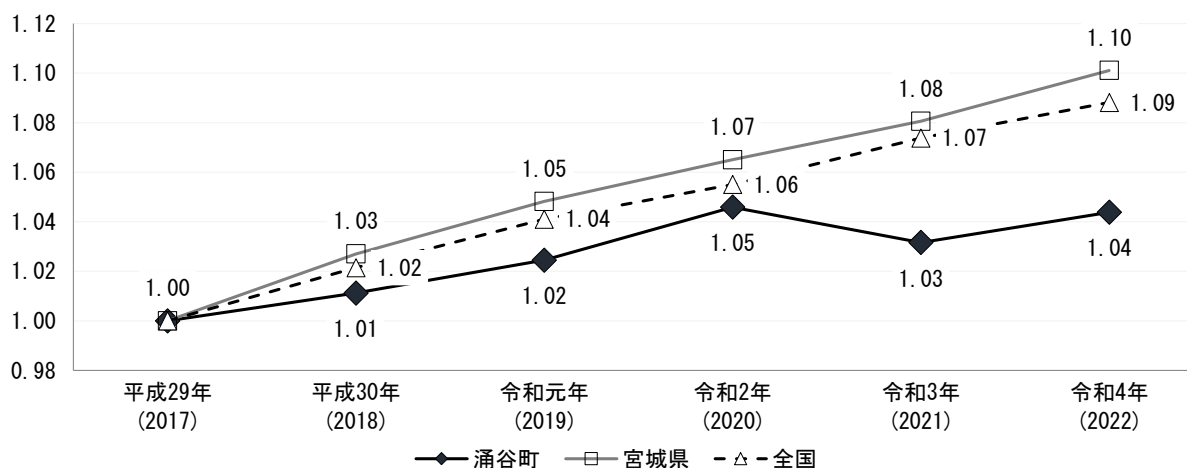
出典：第1号被保険者は介護保険事業状況報告（各年9月月報）
第2号被保険者は住民基本台帳（各年9月末現在）

2 要介護認定者

(1) 要介護認定者数の推移

介護保険事業状況報告月報による要介護認定者数の推移をみると、平成29年を“1”としたとき、涌谷町では令和4年に1.04となっており、宮城県、国と比較して低い伸びとなっています。

【要介護認定者数の推移（平成29年=1）】
（平成29（2017）年～令和4（2022）年）

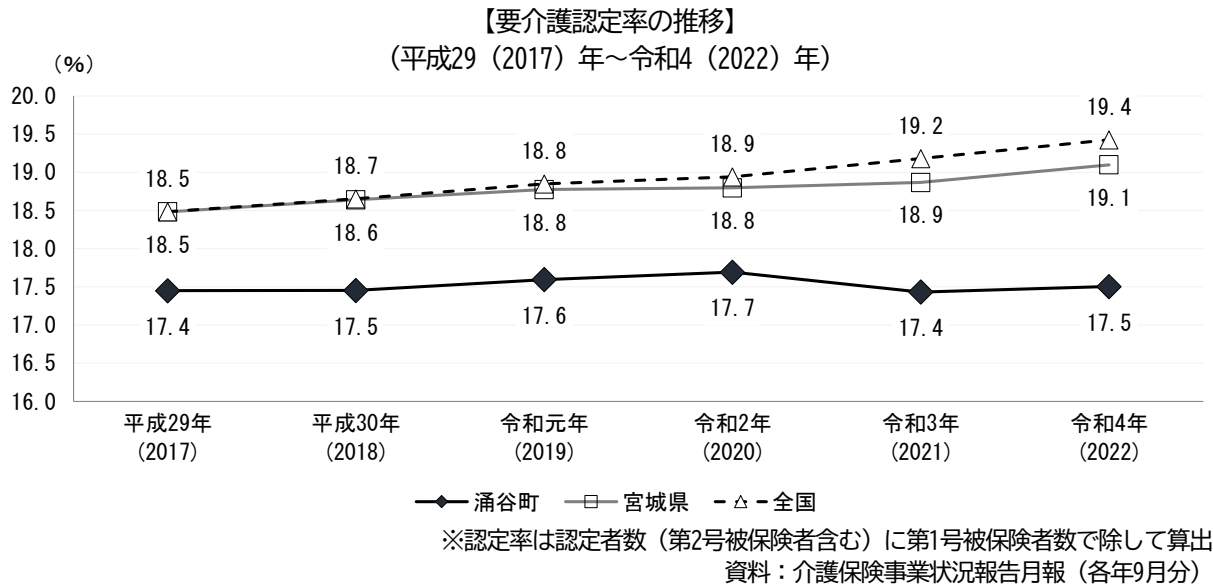


区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
涌谷町 (人)	981	992	1,005	1,026	1,012	1,024
宮城県 (人)	113,283	116,343	118,746	120,650	122,412	124,736
全国 (人)	6,407,259	6,544,738	6,669,919	6,759,856	6,880,125	6,972,055

※第2号被保険者を含む
出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月分）

(2) 要介護認定率の推移

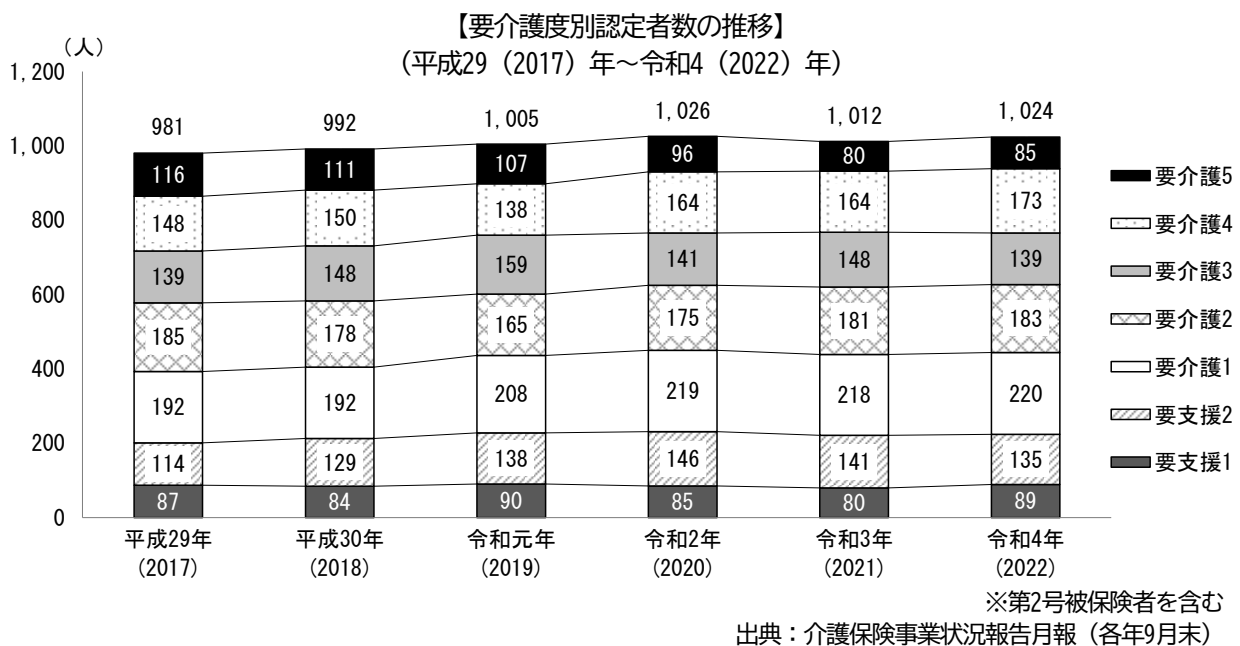
介護保険事業状況報告月報による要介護認定率の推移をみると、全国、宮城県ともに上昇傾向となっており、涌谷町の要介護認定率と国、宮城県を比較すると各年とも涌谷町が下回る推移となっています。



(3) 要介護度別認定者数(要介護度別)の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和4年9月末現在は1,024人となっています。また、第1号被保険者数に占める認定者の割合(認定率)は17.5%前後で推移しており、令和4年9月末現在17.5%となっています。

平成29年から令和4年にかけて、認定者数は増加傾向にあり、今後、介護度の重度化が懸念されます。



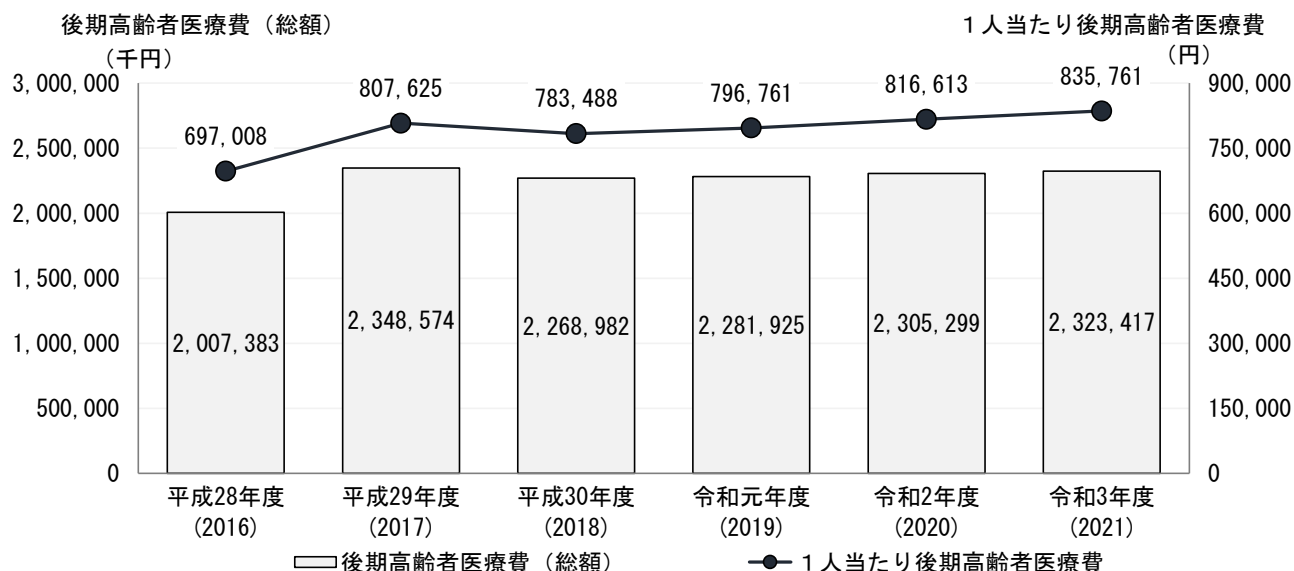
第4節 後期高齢者医療に係る推移

1 後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移

国民健康保険・後期高齢者医療の概要による涌谷町の後期高齢者医療費（総額）の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度には23億2千341万円となっています。

また、1人当たり後期高齢者医療費の推移をみると、総額と同様に増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度には83万5千円となっています。

【後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移】
（平成28（2016）年度～令和3（2021）年度）



出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要（宮城県）

【（参考）後期高齢者医療費、1人当たり後期高齢者医療費の推移】
（平成28（2016）年度～令和3（2021）年度）

後期高齢者医療費		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
全 国	総額 （千円）	15,380,608,368	16,022,891,662	16,424,644,046	17,056,214,771	16,568,085,126	17,076,253,623
	1人当たり 医療費 （円）	934,547	944,561	943,082	954,369	917,124	940,512
宮 城 県	総額 （千円）	244,654,400	253,231,086	257,486,119	266,109,219	260,144,134	265,282,870
	1人当たり 医療費 （円）	828,510	840,146	836,858	847,861	824,473	842,258

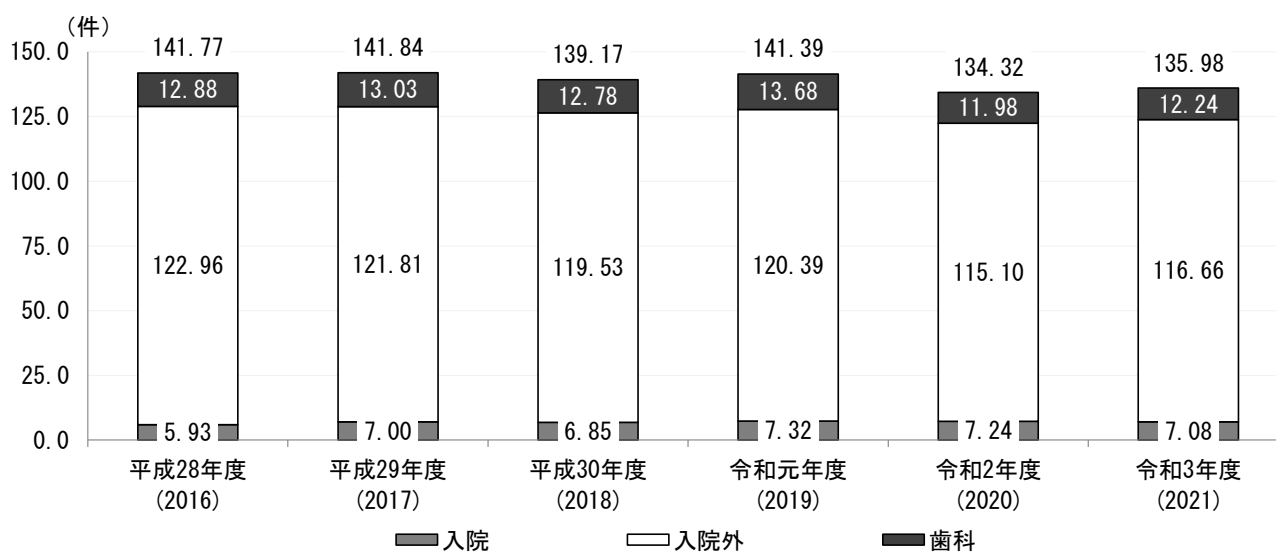
出典：後期高齢者医療事業状況報告 年報

2 後期高齢者医療受診率の推移

国民健康保険・後期高齢者医療の概要による後期高齢者医療受診率（100人当たり/月）の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており令和3年度には135.98件/月となっております。

内訳をみると、過去6年間で入院は増加、入院外、歯科は減少となっています。

【後期高齢者医療受診率の推移】
（平成28（2016）年度～令和3（2021）年度）



出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要（宮城県）

【後期高齢者数の推移】
（平成28（2016）年度～令和3（2021）年度）

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
後期高齢者数（人）	2,934	2,920	2,925	2,907	2,839	2,848

出典：介護保険事業状況報告年報（令和3年度のみ令和4年3月報）

第5節 アンケート調査からみる高齢者等のニーズ・意識

本計画の策定に先立ち、国が策定したモデル調査票を基に、町の独自設問を加え、高齢者の状況を把握するため2種類のアンケート調査を実施しました。

また、地域が目指すビジョンに向けたサービス提供体制の在り方を検討するため、地域における事業所の状況を把握する目的で、介護人材実態調査も実施しています。

1 調査の概要

調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

【調査概要①】

		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		在宅介護実態調査		
調査地域		涌谷町内				
調査対象		涌谷町在住の65歳以上（令和4年11月1日現在）で要介護認定を受けていない方又は要支援1・2の認定者の方		涌谷町在住（令和4年11月1日現在）で要支援1・2、要介護1～5の認定を受けて、在宅で生活されている方		
調査方法		郵送配布・郵送回収				
調査期間		令和4年12月6日～令和5年1月10日				
配布数		800票		600票		
回収数		計	488票	計	289票	
		有効票	488票	有効票	287票	
		無効票	0票	無効票	2票※	
有効回収率		61.0%		47.8%		
調査内容		1 ご家族や生活状況について 2 からだを動かすことについて 3 食べることについて 4 毎日の生活について 5 地域での活動について 6 たすけあいについて 7 健康について 8 認知症について 9 日常の買物や生活支援について 10 介護予防・介護サービスについて 11 権利や制度について 12 高齢者が暮らしやすいまちづくりについて		1 調査対象者の方について 2 主な介護者の方について 3 権利や制度、まちづくりのことについて		
回答者の属性	性別	男性：43.4%	女性：56.6%	男性：24.7%	女性：75.3%	
	年齢	65～69歳：27.3%	85～89歳：8.0%	65～69歳：3.1%	85～89歳：28.9%	
		70～74歳：31.4%	90～94歳：2.0%	70～74歳：8.7%	90～94歳：22.0%	
		75～79歳：17.8%	95～99歳：0.2%	75～79歳：7.0%	95～99歳：9.8%	
80～84歳：13.1%		100歳以上：0.2%	80～84歳：18.8%	100歳以上：1.7%		
地区	西：57.0%	東：23.6%	麓岳：19.5%	西：57.0%	東：23.6%	麓岳：19.5%

※ 施設入所の方のため無効票とする。

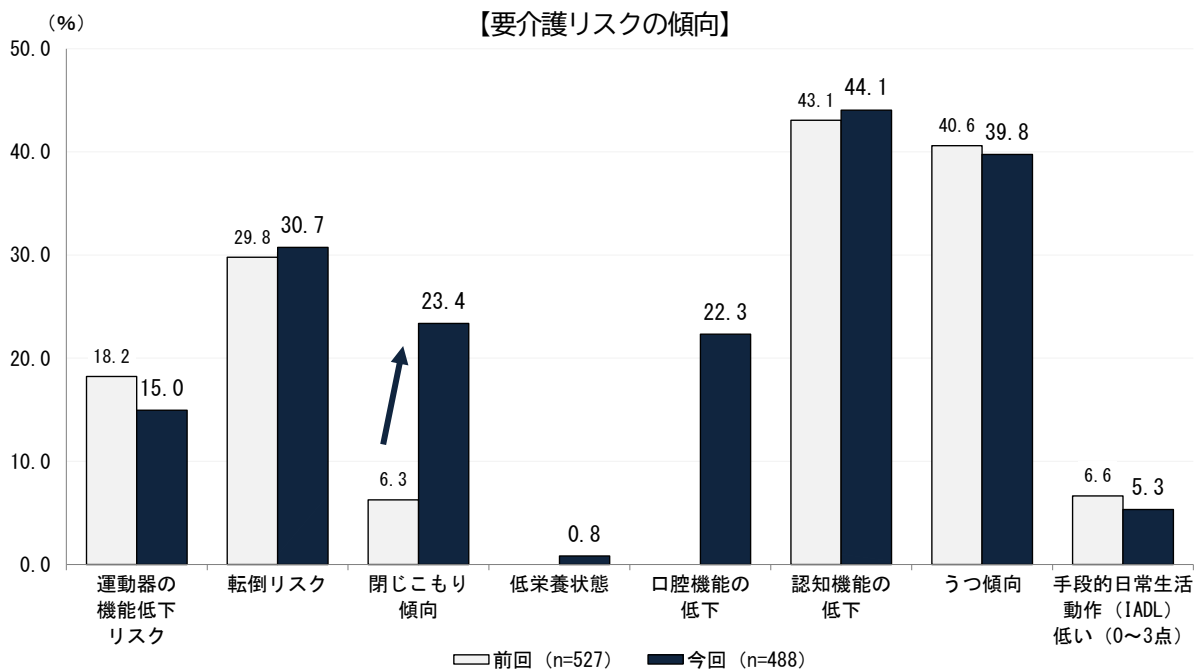
【調査概要②】

介護人材実態調査	
調査地域	涌谷町内
調査対象	涌谷町内で介護保険サービス（施設系・通所系・訪問系）を提供している事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年2月・3月
配布・回収	配布 3法人/回収 3法人（回収率100%）
調査内容	1 サービス種別（事業所票） 2 職員について（事業所票） 3 資格・研修について（職員票） 4 勤務状況について（職員票）

2 調査結果の概要

(1) 要介護リスクの傾向について（ニーズ調査）

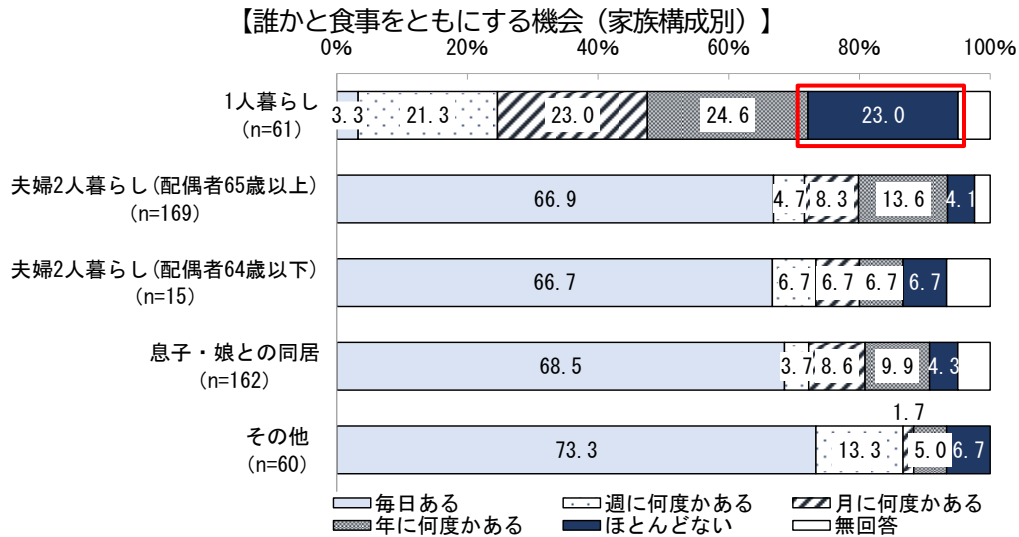
- ◎ 最も割合が高い項目は「認知機能の低下」で44.1%となっており、回答者の4割以上に認知機能の低下傾向があるとみられます。
- ◎ 前回（令和元年度）調査と比較すると、「閉じこもり傾向」が6.3%から23.4%（+17.1ポイント）に大きく上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。



※ 「低栄養状態」、「口腔機能の低下」は今回調査から実施。

(2) 誰かと食事をとにもする機会（孤食）（ニーズ調査）

◎ 誰かと食事をとにもする機会を家族構成別でみると、1人暮らしの方の2割強が「ほとんどない」となっています。



(3) 介護予防のための通いの場への参加頻度（ニーズ調査）

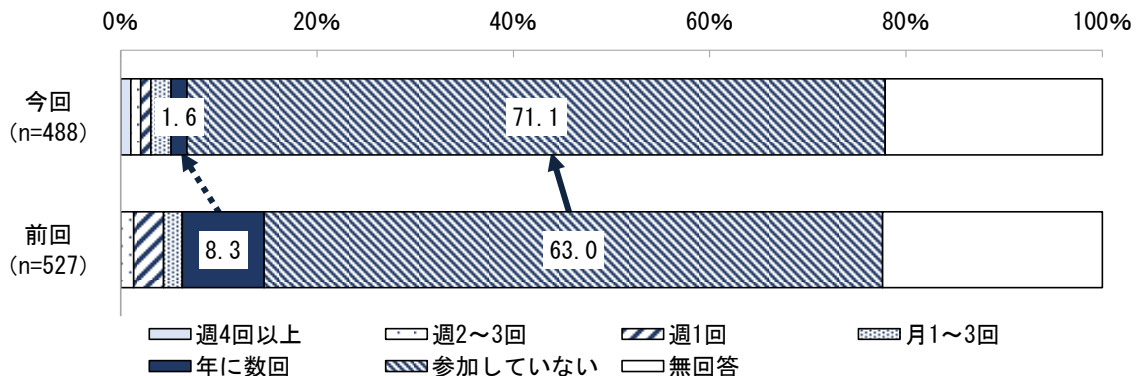
◎ 介護予防のための通いの場への参加頻度を地区別でみると、「週1回以上」の参加割合が最も高い地区は「東地区」（7.8%）となっています。一方、「参加していない」の割合が最も高い地区は「笹岳地区」（75.8%）となっています。

◎ 前回調査と比較すると、「年に数回」の割合が6.7ポイント減少し、「参加していない」が8.1%増加しています。

【介護予防のための通いの場への参加頻度（居住地区別）】

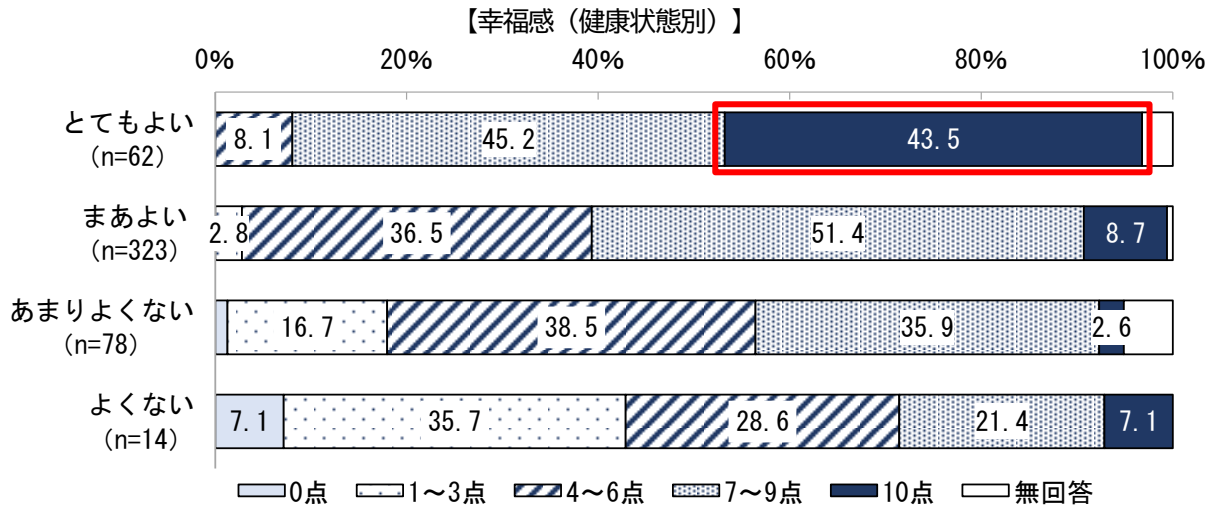
上段：回答数 下段：構成比	合計	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
西地区	278	2	2	1	8	5	194	66
	100.0	0.7	0.7	0.4	2.9	1.8	69.8	23.7
東地区	115	3	2	4	2	3	81	20
	100.0	2.6	1.7	3.5	1.7	2.6	70.4	17.4
笹岳地区	95	0	1	0	0	0	72	22
	100.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	75.8	23.2

【介護予防のための通いの場への参加頻度（前回比較）】



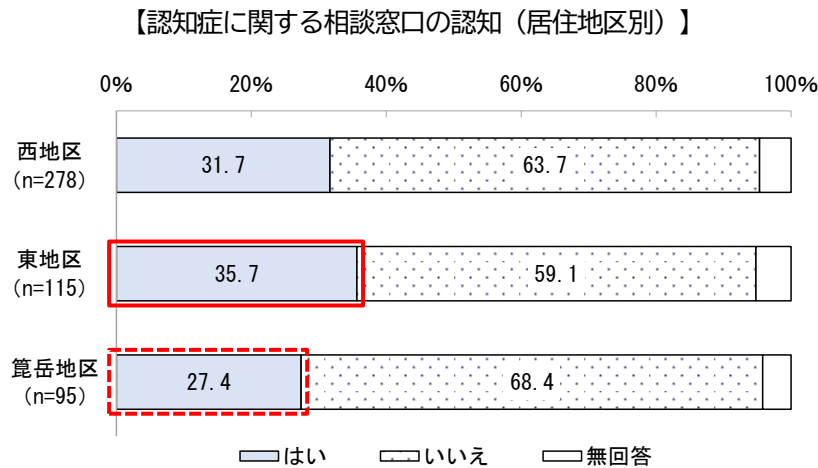
(4) 主観的幸福感（ニーズ調査）

◎ 主観的幸福感を健康状態別で見ると、健康状態が良い方ほど幸福感も高い傾向にあります。特に健康状態が“とても良い”方の4割強が「10点」と回答しています。



(5) 認知症に関する相談窓口の認知（ニーズ調査）

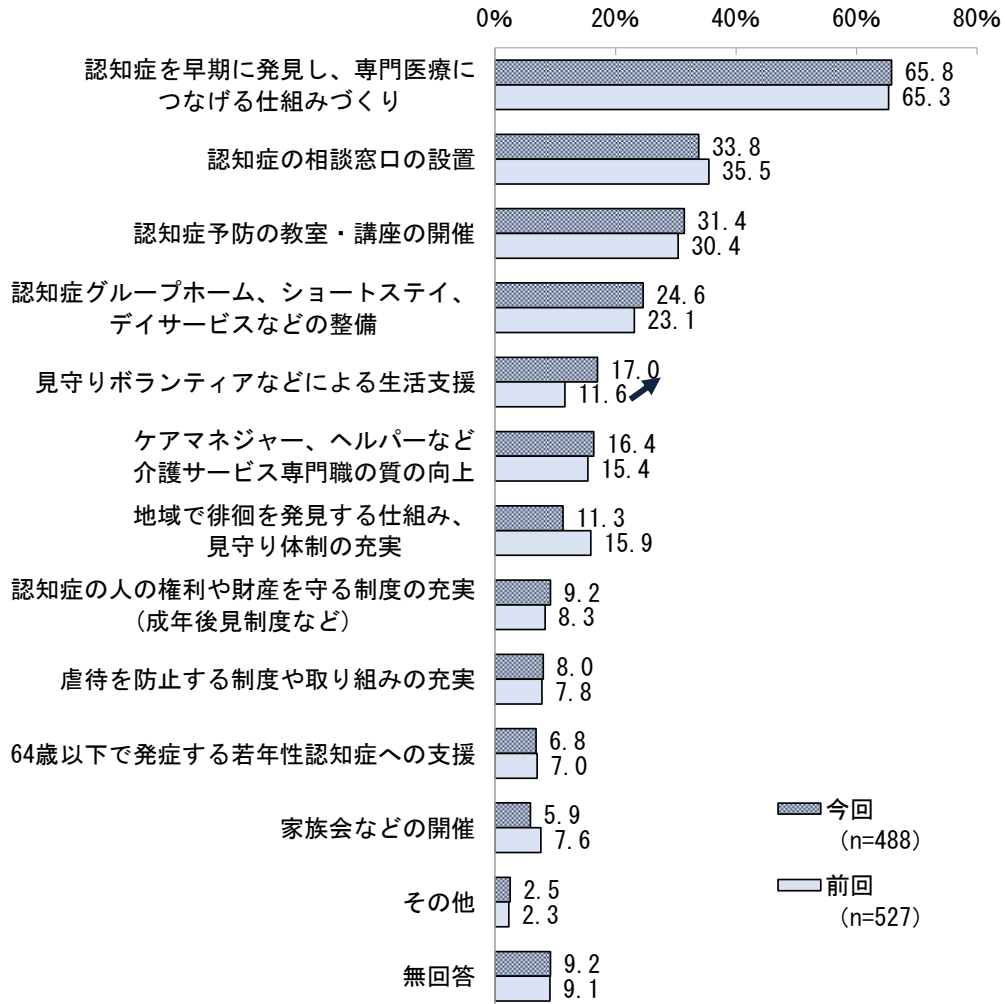
◎ 認知症に関する相談窓口を知っているかを居住地区別で見ると、「はい(知っている)」の割合が最も高い地区は“東地区”（35.7%）、最も低い地区が“箕岳地区”（27.4%）となっています。



(6) 重点に置くべき認知症対策（二ーズ調査）

◎ 重点に置くべき認知症対策を前回調査と比較すると、「見守りボランティアなどによる生活支援」の割合が5.4ポイント増加しています。

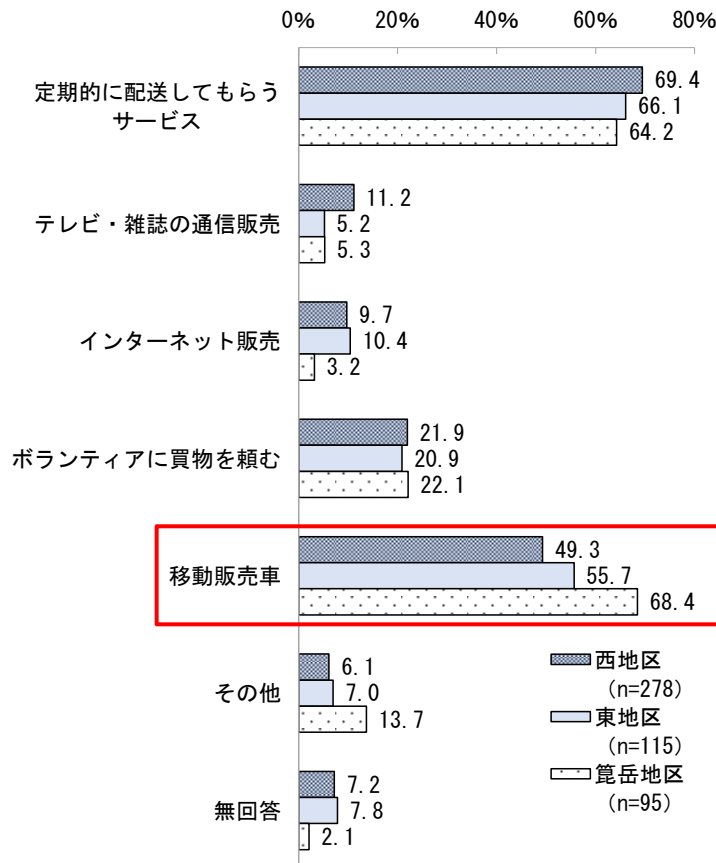
【重点を置くべき認知症対策（前回比較）】



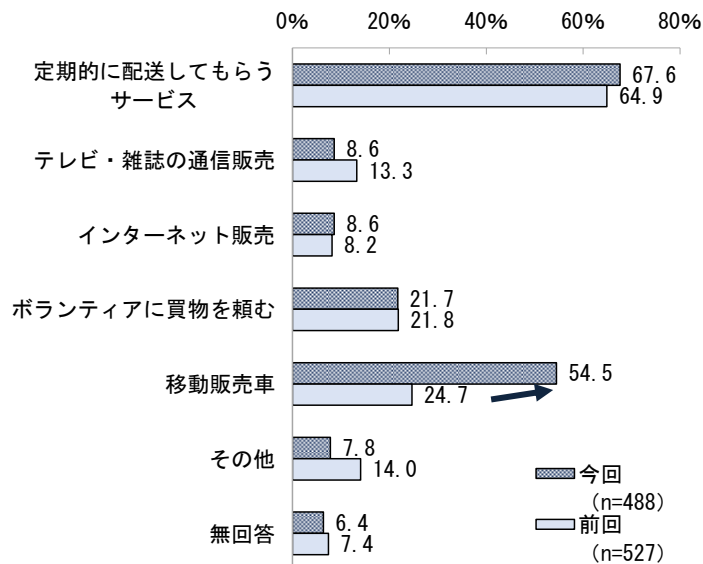
(7) 買物が困難になった場合に必要だと思う支援（ニーズ調査）

- ◎ 買物が困難になった場合に必要だと思う支援を居住地区別でみると、「移動販売車」が地区により差が大きく、最も多い地区が“箕岳地区”（68.4%）、最も少ない地区が“西地区”（49.3%）となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると「移動販売車」の割合が29.8ポイント増加しています。

【買物が困難になった場合に必要だと思う支援（居住地区別）】



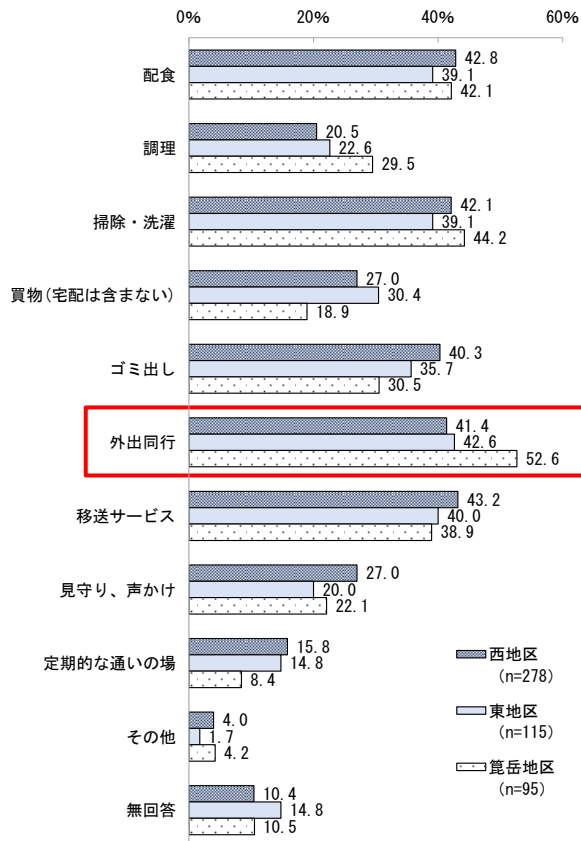
【買物が困難になった場合に必要だと思う支援（前回比較）】



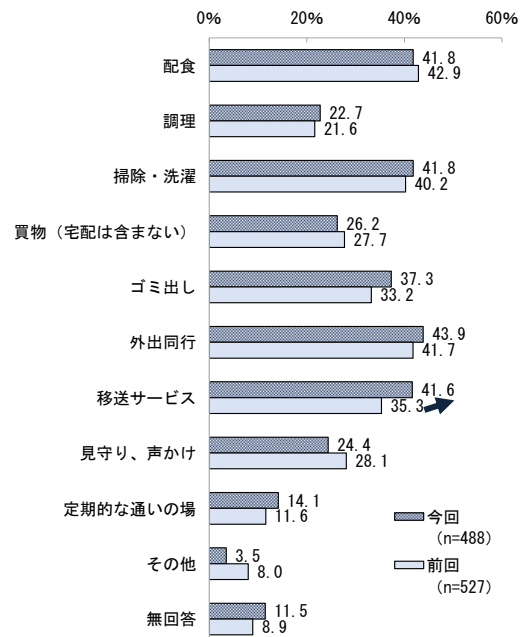
(8) 生活をしていく上で必要だと思う支援（ニーズ調査）

- ◎ 生活をしていく上で必要だと思う支援を居住地区別で見ると、「外出同行」が地区により差が大きく、最も多い地区が“箕岳地区”（52.6%）、最も少ない地区が“西地区”（41.4%）となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると「移送サービス」の割合が6.3ポイント増加しています。

【生活をしていく上で必要だと思う支援（居住地区別）】



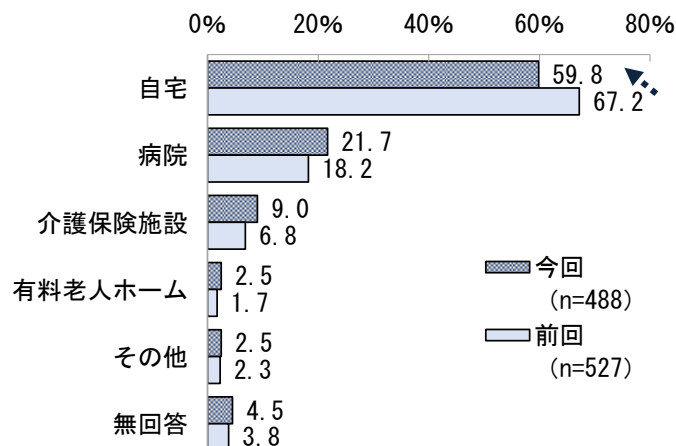
【生活をしていく上で必要だと思う支援（前回比較）】



(9) 人生の最後に過ごしたい場所（ニーズ調査）

- ◎ 人生の最後に過ごしたい場所を前回調査と比較すると、「自宅」の割合が7.4ポイント減少しています。

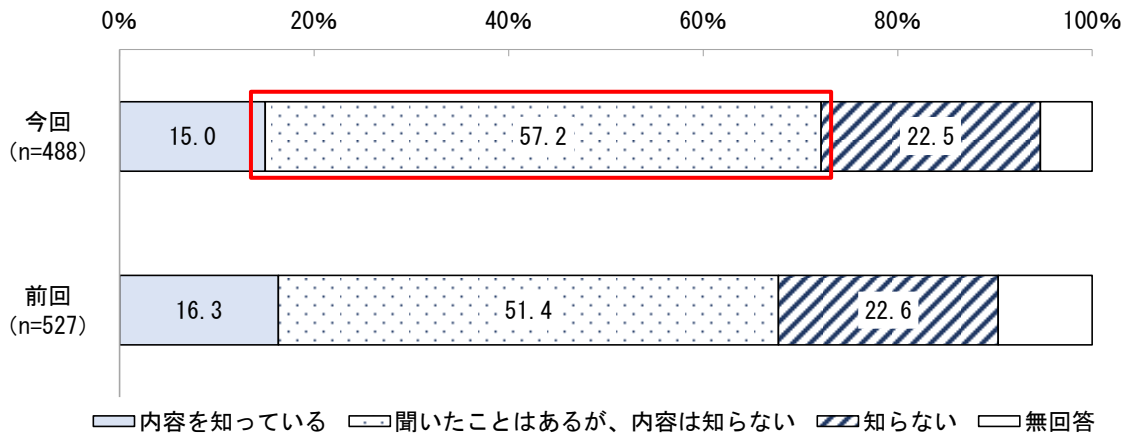
【人生の最後に過ごしたい場所（前回比較）】



(10) 高齢者虐待防止法の認知度（ニーズ調査）

◎ 高齢者虐待防止法の認知度を前回調査と比較すると、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が5.8ポイント増加しています。

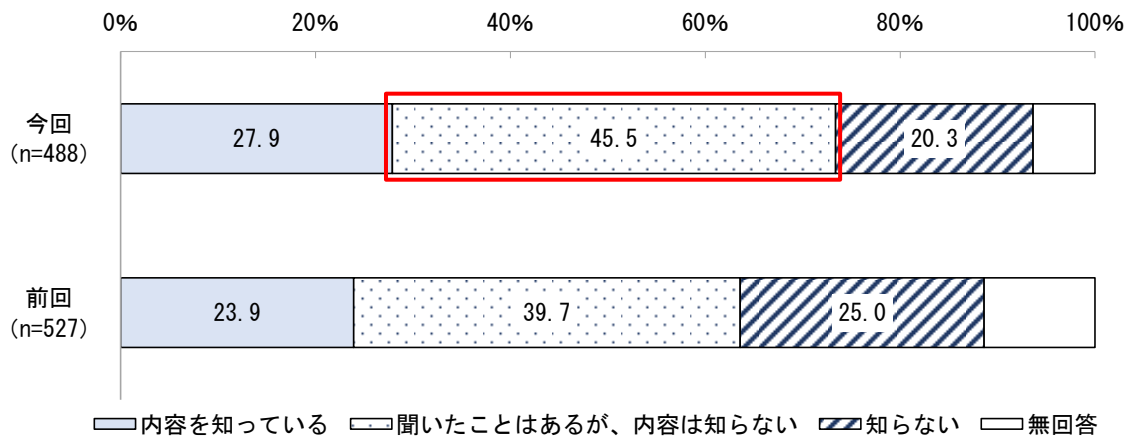
【高齢者虐待防止法の認知度（前回比較）】



(11) 成年後見制度の認知度（ニーズ調査）

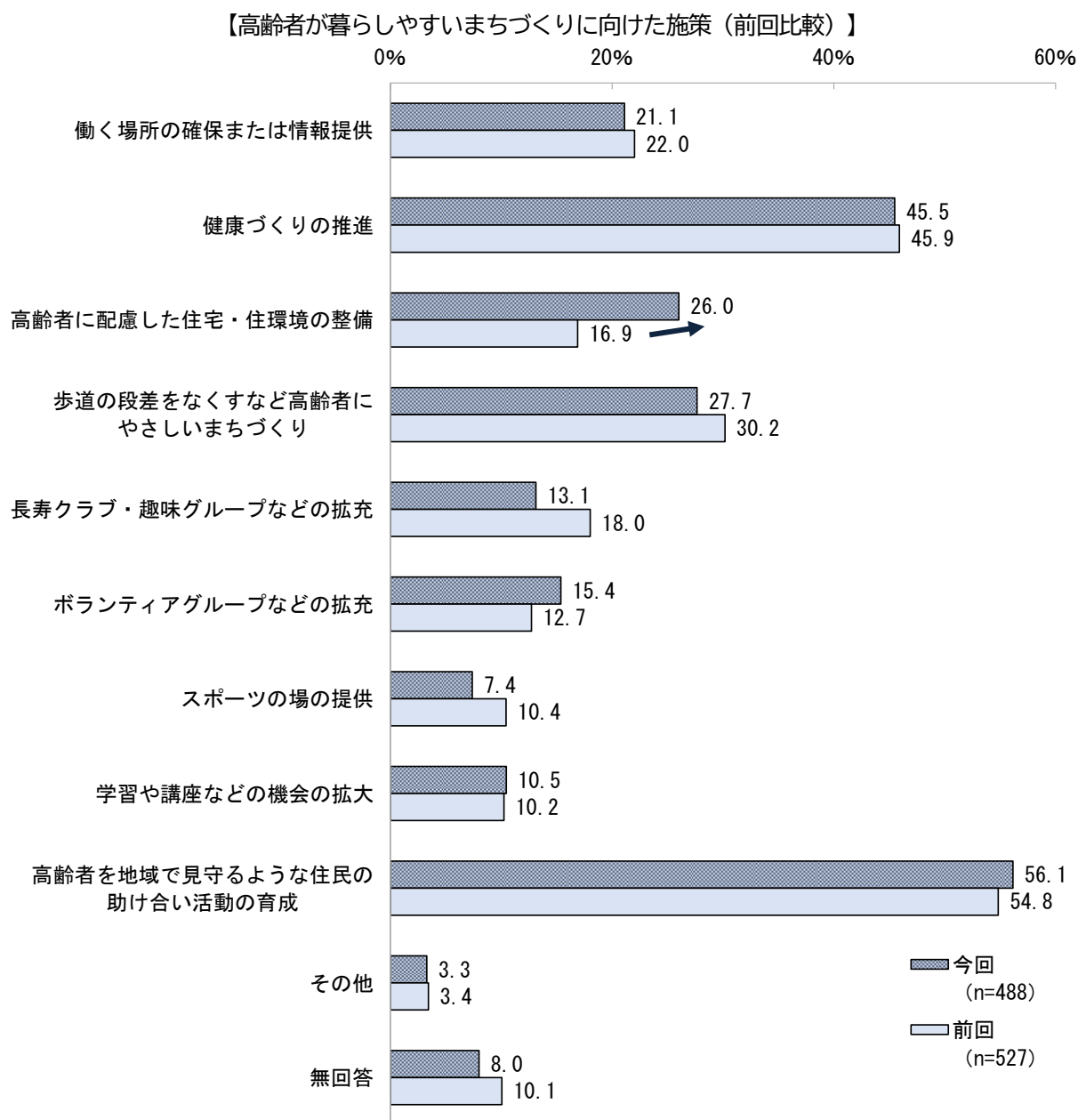
◎ 成年後見制度の認知度を前回調査と比較すると、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が5.8ポイント増加しています。

【成年後見制度の認知度（前回比較）】



(12) 高齢者が暮らしやすいまちづくりに向けた施策（ニーズ調査）

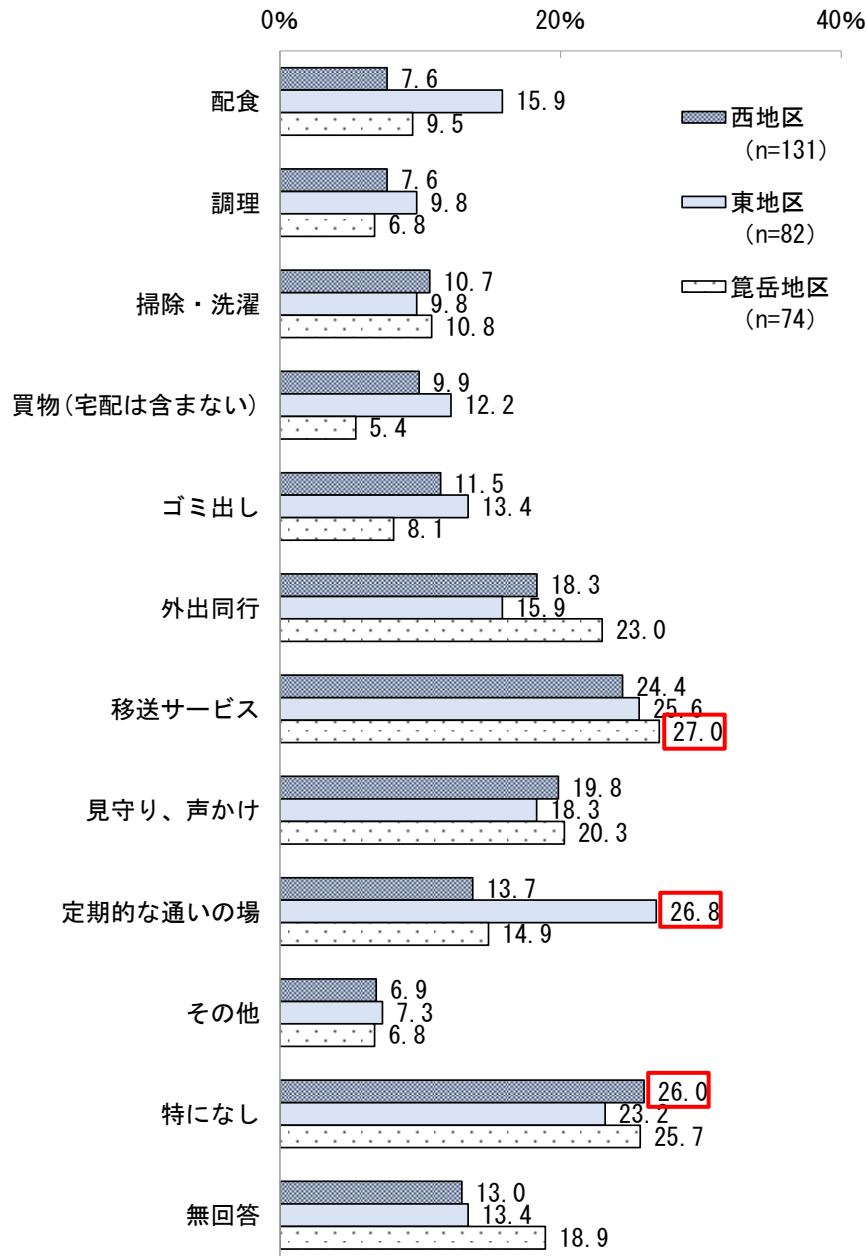
◎ 高齢者が暮らしやすいまちづくりに向けた施策を前回調査と比較すると、「高齢者に配慮した住宅・住環境の整備」の割合が9.1ポイント増加しています。



(13) 今後の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービス（在宅調査）

◎ 今後の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービスを居住地区別で見ると、“西地区”では「特になし」(26.0%)が、“東地区”では「定期的な通いの場」(26.8%)が、“笹岳地区”では「移送サービス」(27.0%)の割合がそれぞれの地区で最も高くなっています。

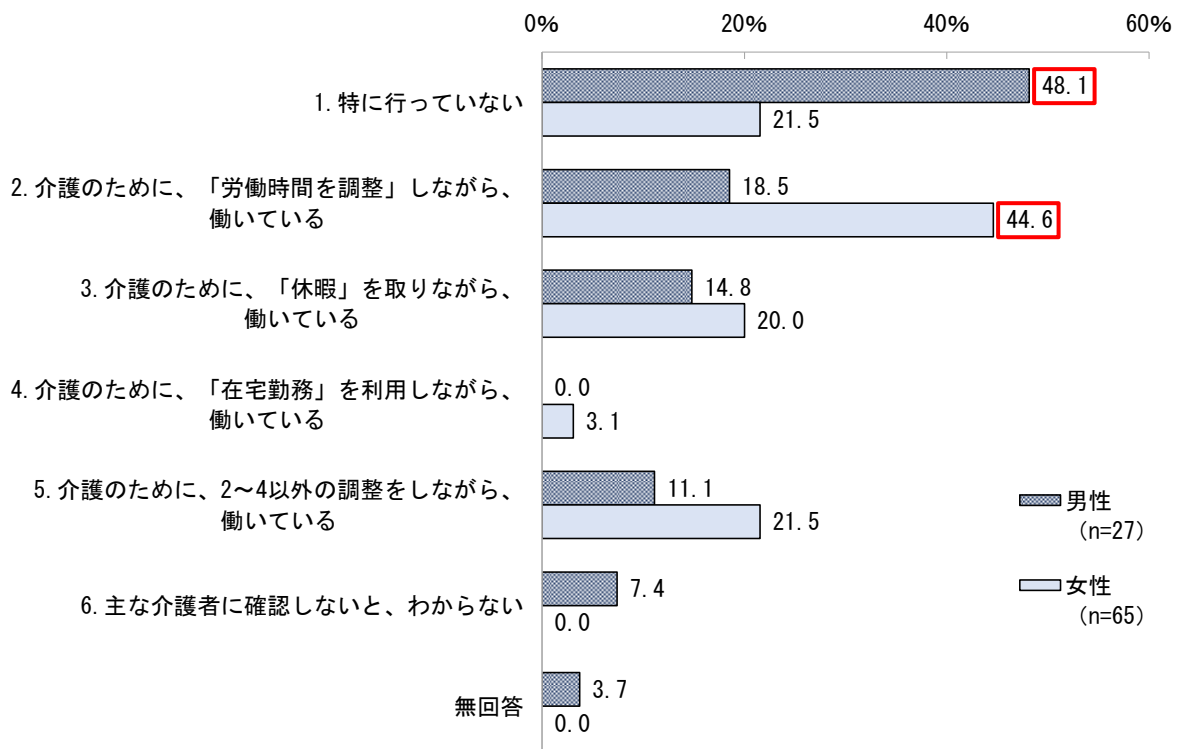
【今後の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービス（居住地区別）】



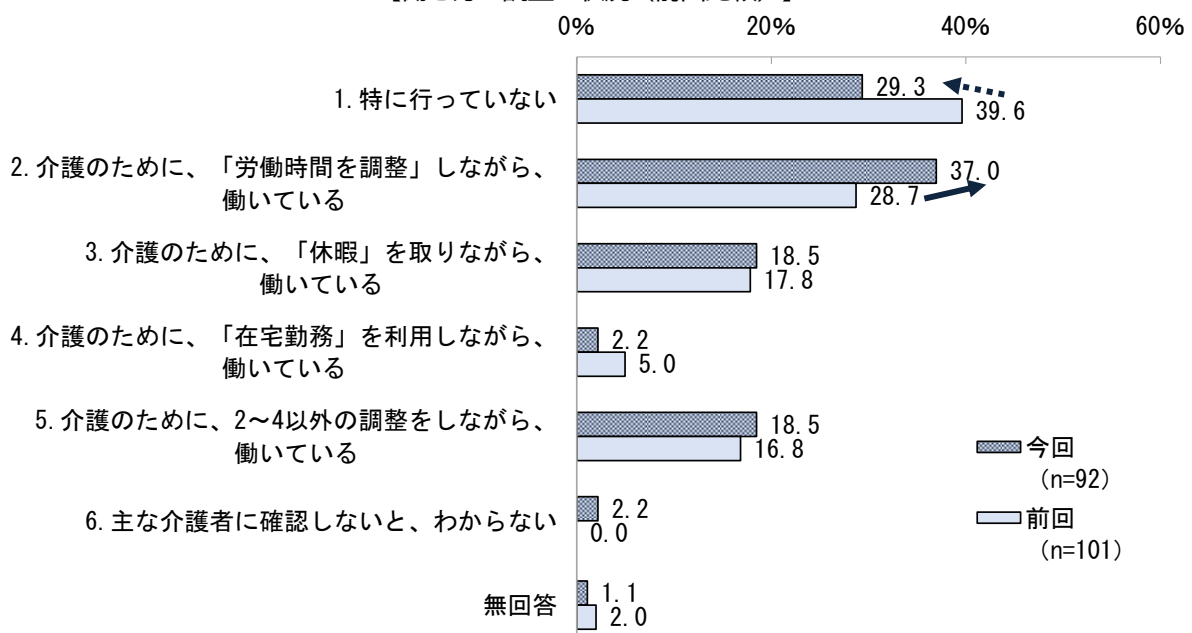
(14) 主な介護者の働き方の調整について（在宅調査）

- ◎ 働き方の調整の状況を介護者の性別で見ると、“男性”は「1.特に行っていない」（48.1%）が、“女性”は「2.介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」（44.6%）がそれぞれ最も高くなっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「1.特に行っていない」の割合が10.3ポイント減少し、「2.介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が8.3ポイント増加しています。

【働き方の調整の状況（介護者の性別）】

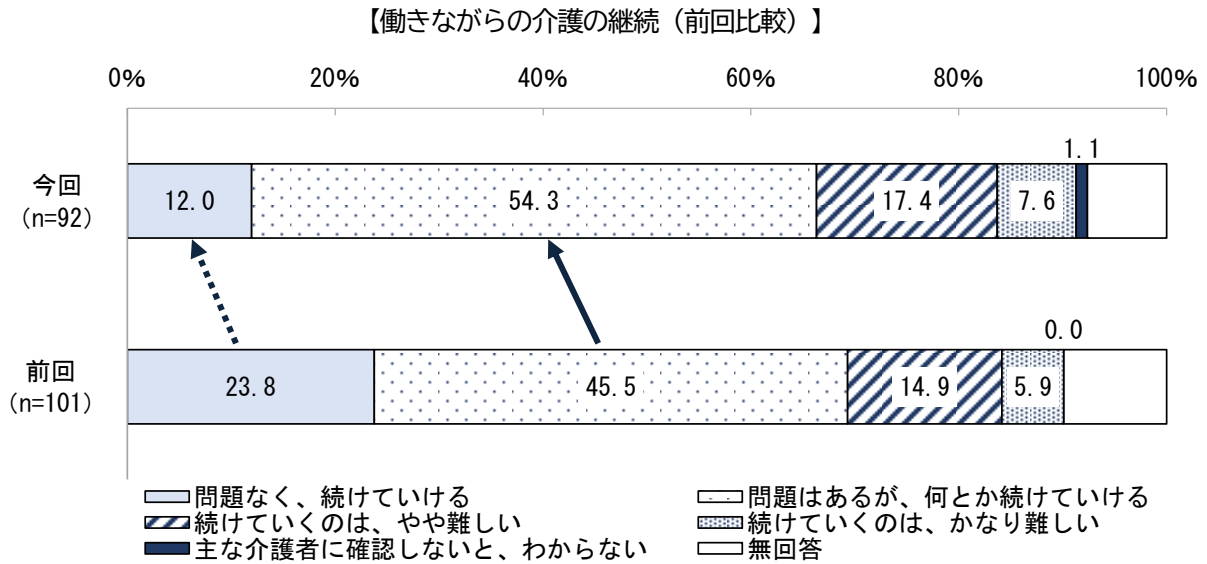


【働き方の調整の状況（前回比較）】



(15) 働きながらの介護の継続について（在宅調査）

◎ 働きながらの介護の継続を前回調査と比較すると、「問題なく、続けていける」の割合が11.8ポイント減少し、「問題はあるが、何とか続けていける」が8.8ポイント増加しています。



第6節 第8期計画の振り返り

1 介護保険サービスの利用状況

(1) 利用者数実績

① 施設サービス

第8期の施設サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「介護老人保健施設」は計画値を下回っており、令和3年度は1,023人、令和4年度は929人の利用となっています。

② 居住系サービス

第8期の居住系サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「特定施設入居者生活介護」は計画値を大幅に下回っており、令和3年度は1111人、令和4年度は81人の利用となっています。

③ 在宅サービス

第8期の在宅サービスの利用者数実績を計画値と比較すると、「認知症対応型通所介護」、「訪問入浴介護」の2つのサービスは計画値を上回っており、「短期入所生活介護」、「特定福祉用具販売」の2つのサービスは計画値を下回っています。

なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」について、期間内での利用は見込んでいませんでしたが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では令和3年度に9人、令和4年度に2人、「小規模多機能型居宅介護」では令和3年度に9人、令和4年度に19人の利用となっています。

【介護保険サービス利用者数実績】

		第7期			第8期			第9期			
		令和2年度 (2020)			令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)			
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
施設 サービス	小計	(人)	2,640	2,605	98.7%	2,676	2,421	90.5%	2,676	2,403	89.8%
	介護老人福祉施設	(人)	1,404	1,471	104.8%	1,512	1,401	92.7%	1,512	1,477	97.7%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	介護老人保健施設	(人)	1,236	1,124	90.9%	1,152	1,023	88.8%	1,152	929	80.6%
	介護医療院	(人)	0	9	-	12	12	100.0%	12	14	116.7%
	介護療養型医療施設	(人)	0	1	-	0	0	-	0	0	-
居住系 サービス	小計	(人)	744	742	99.7%	1,056	810	76.7%	1,056	772	73.1%
	特定施設入居者生活介護	(人)	132	137	103.8%	252	111	44.0%	252	81	32.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	(人)	612	605	98.9%	804	699	86.9%	804	691	85.9%
在宅 サービス	訪問介護	(人)	1,656	979	59.1%	828	956	115.5%	840	906	107.9%
	訪問入浴介護	(人)	636	288	45.3%	276	339	122.8%	276	341	123.6%
	訪問看護	(人)	1,284	955	74.4%	1,008	1,015	100.7%	1,032	1,029	99.7%
	訪問リハビリテーション	(人)	84	38	45.2%	48	53	110.4%	48	50	104.2%
	居宅療養管理指導	(人)	840	898	106.9%	924	919	99.5%	972	950	97.7%
	通所介護	(人)	1,944	1,400	72.0%	1,416	1,452	102.5%	1,416	1,537	108.5%
	地域密着型通所介護	(人)	744	1,104	148.4%	1,056	1,055	99.9%	1,056	1,005	95.2%
	通所リハビリテーション	(人)	1,644	1,513	92.0%	1,464	1,459	99.7%	1,476	1,553	105.2%
	短期入所生活介護	(人)	720	397	55.1%	456	353	77.4%	444	360	81.1%
	短期入所療養介護（老健）	(人)	240	140	58.3%	132	137	103.8%	132	125	94.7%
	短期入所療養介護（病院等）	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	(人)	-	0	-	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	(人)	4,668	4,178	89.5%	4,116	4,363	106.0%	4,224	4,473	105.9%
	特定福祉用具販売	(人)	72	78	108.3%	84	71	84.5%	84	68	81.0%
	住宅改修	(人)	36	39	108.3%	36	35	97.2%	36	26	72.2%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	0	1	-	0	9	-	0	2	-
	夜間対応型訪問介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	(人)	552	381	69.0%	288	410	142.4%	288	375	130.2%
	小規模多機能型居宅介護	(人)	0	2	-	0	9	-	0	19	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防支援・居宅介護支援	(人)	7,632	6,227	81.6%	5,964	6,367	106.8%	6,024	6,402	106.3%	

出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

(2) 給付費実績

① 施設サービス

令和4年度給付実績の対計画比をみると、施設サービス全体では88.5%と計画値を下回っています。

サービス別にみると、「介護老人保健施設」は、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回っており、計画値の8割～9割程度の実績となっています。一方、「介護医療院」は、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回っています。

② 居住系サービス

令和4年度給付実績の対計画比をみると、居住系サービス全体では74.8%と計画値を下回っています。

特に「特定施設入居者生活介護」は計画値を大きく下回っており、計画値の3割～4割半ば程度の実績となっています。

③ 在宅サービス

令和4年度給付実績の対計画比をみると、在宅サービス全体では99.6%とおおむね計画値どおりとなっています。

令和3年度から令和4年度にかけて計画値を上回り、給付額が増加したサービスは、「訪問入浴介護」、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」、「福祉用具貸与」となっています。

【介護保険サービス給付実績】

		第7期			第8期						
		令和2年度 (2020)			令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)			
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
施設 サービス	小計	(千円)	671,976	710,083	105.7%	737,492	661,992	89.8%	737,902	652,949	88.5%
	介護老人福祉施設	(千円)	357,224	396,801	111.1%	411,970	372,954	90.5%	412,199	389,190	94.4%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	介護老人保健施設	(千円)	314,752	309,500	98.3%	321,414	284,436	88.5%	321,592	259,114	80.6%
	介護医療院	(千円)	0	3,348	-	4,108	4,602	112.0%	4,111	4,645	113.0%
	介護療養型医療施設	(千円)	0	434	-	0	0	-	0	0	-
居住系 サービス	小計	(千円)	169,733	174,546	102.8%	256,946	195,975	76.3%	257,088	192,252	74.8%
	特定施設入居者生活介護	(千円)	22,029	26,083	118.4%	47,863	21,293	44.5%	47,889	15,615	32.6%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	(千円)	147,704	148,464	100.5%	209,083	174,681	83.5%	209,199	176,638	84.4%
在宅 サービス	小計	(千円)	786,141	651,564	82.9%	645,808	672,440	104.1%	655,968	653,076	99.6%
	訪問介護	(千円)	99,315	58,492	58.9%	51,333	57,784	112.6%	51,906	48,215	92.9%
	訪問入浴介護	(千円)	33,915	17,072	50.3%	14,164	20,559	145.2%	14,028	18,284	130.3%
	訪問看護	(千円)	47,817	34,682	72.5%	36,926	39,923	108.1%	38,135	36,298	95.2%
	訪問リハビリテーション	(千円)	2,794	964	34.5%	1,289	1,555	120.7%	1,268	1,630	128.5%
	居宅療養管理指導	(千円)	5,649	5,515	97.6%	5,815	5,553	95.5%	6,141	5,359	87.3%
	通所介護	(千円)	176,341	142,030	80.5%	145,850	154,290	105.8%	147,057	159,422	108.4%
	地域密着型通所介護	(千円)	50,475	89,176	176.7%	87,891	84,286	95.9%	89,098	79,405	89.1%
	通所リハビリテーション	(千円)	101,568	95,283	93.8%	98,406	92,285	93.8%	101,504	90,844	89.5%
	短期入所生活介護	(千円)	52,514	25,922	49.4%	33,858	24,043	71.0%	33,301	27,951	83.9%
	短期入所療養介護（老健）	(千円)	15,015	10,381	69.1%	8,925	8,670	97.1%	8,852	8,387	94.7%
	短期入所療養介護（病院等）	(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	(千円)	-	0	-	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	(千円)	52,016	50,133	96.4%	47,854	54,098	113.0%	49,415	55,583	112.5%
	特定福祉用具販売	(千円)	1,489	1,998	134.2%	2,254	1,711	75.9%	2,254	1,946	86.3%
	住宅改修	(千円)	3,761	3,211	85.4%	2,681	3,171	118.3%	2,681	2,045	76.3%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(千円)	0	55	-	0	2,020	-	0	370	-
	夜間対応型訪問介護	(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	(千円)	49,900	38,523	77.2%	35,151	40,183	114.3%	35,507	33,130	93.3%
	小規模多機能型居宅介護	(千円)	0	168	-	0	652	-	0	2,259	-
看護小規模多機能型居宅介護	(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
介護予防支援・居宅介護支援	(千円)	93,572	77,959	83.3%	73,411	81,657	111.2%	74,821	81,949	109.5%	

出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

2 施策の進捗状況

(1) 施策評価一覧

本計画の策定に当たり、前計画の振り返りを行いました。

各施策の担当課による自己評価結果では、33の施策に対し、「有効」(A)又は、「おおむね有効」(B)と評価した施策の割合(有効比率)は、計画全体で26施策(78.8%)となっています。

また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった施策は4施策(12.1%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の施策も2施策(6.1%)となっています。

【第8期計画体系・評価一覧】

項 目	施策数	評価			有効比率 (A・B) / (施策数)
		A・B	C・D	E・F	
1：介護保険サービスの充実					
1-1：介護保険サービスの基本方針	1	0	1	0	0.0%
1-2：介護保険の円滑な実施	5	5	0	0	100.0%
2：地域支援事業の充実					
2-1：介護予防・日常生活支援総合事業	2	2	0	0	100.0%
2-2：一般介護予防事業	1	1	0	0	100.0%
2-3：包括的支援事業・任意事業	7	7	0	0	100.0%
3：高齢者保健・福祉施策の充実					
3-1：高齢者の健康の保持・増進	4	3	0	0	75.0%
3-2：地域での自立した生活支援	1	1	0	0	100.0%
3-3：地域の連携強化	2	1	1	0	50.0%
3-4：ボランティア活動の支援	1	1	0	0	100.0%
4：生きがいづくり・交流の推進					
4-1：スポーツ・レクリエーション、 学習趣味活動の充実	3	2	1	0	66.7%
4-2：交流活動の促進	1	0	1	0	0.0%
4-3：クラブ活動等への支援強化	1	0	1	0	0.0%
5：地域で安心して生活できる環境整備					
5-1：災害時の支援体制の整備	1	1	0	0	100.0%
5-2：住環境の整備	1	0	1	0	0.0%
5-3：地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制の整備	2	2	0	0	100.0%
計	33	26	4	2	78.8%

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用等実績なし）、
E：一部実施、F：未実施

(2) 施策の取組状況

① 介護保険サービスの充実

民生委員・児童委員、行政区長、福祉推進員、老人クラブなど高齢者と接する機会の多い関係機関や団体を通じた情報提供を行う他、事業所学習会や情報交換会の実施、介護認定審査会委員の研修会の実施など、円滑な介護保険の実施に向けた取組を進めています。

一方、住民の介護ニーズに対応するため、近隣市町も含め事業者に対し参入を促すなどの対応を図っていますが、町内事業所の閉鎖等もありサービス供給量の確保に課題が残っています。

② 地域支援事業の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合でも、地域において自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進しています。

第9期計画では、地域包括ケア体制の構築をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業における在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実、認知症予防の推進、生活支援サービスの体制整備の強化を図ります。

また、自治会や地域活動団、ボランティア活動と有機的な連携を図り、高齢者の自発的な社会参加をとおして、地域福祉体制の強化を図ります。

③ 高齢者保健・福祉施策の充実

地区で行う健康教室等については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や縮小が余儀なくされていましたが、徐々に再開されてきており、健康教室の他に訪問での啓発活動等も実施しています。

一方で、高齢化の進行により、健康推進員や民生委員・児童委員、ボランティア、通いの場など地域活動の担い手不足が進んでおり、新たな担い手の確保に向けた取組が求められています。

④ 生きがいづくり・交流の推進

老人クラブ会員を対象としたペタンク大会やグランドゴルフ大会などは新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度まで中止となっていましたが、令和4年度には開催し、仲間づくり、健康増進に寄与しています。また、シルバー交通大学やシルバー安全安心教室については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催数、依頼団体の減少はあったものの、事業の継続はできている状況です。

一方、各単位老人クラブはクラブ数が減少してきており、会員の確保が課題として挙げられます。

⑤ 地域で安心して生活できる環境整備

地域住民と連携し、「おらほの支えあいマップ[®]わくや_み」を活用した災害時の支援体制の整備を図るとともに、町と福祉事業所との間に協定を締結し、要配慮者の情報共有や災害時要配慮者支援チームを設置するなど連携体制を整備しています。

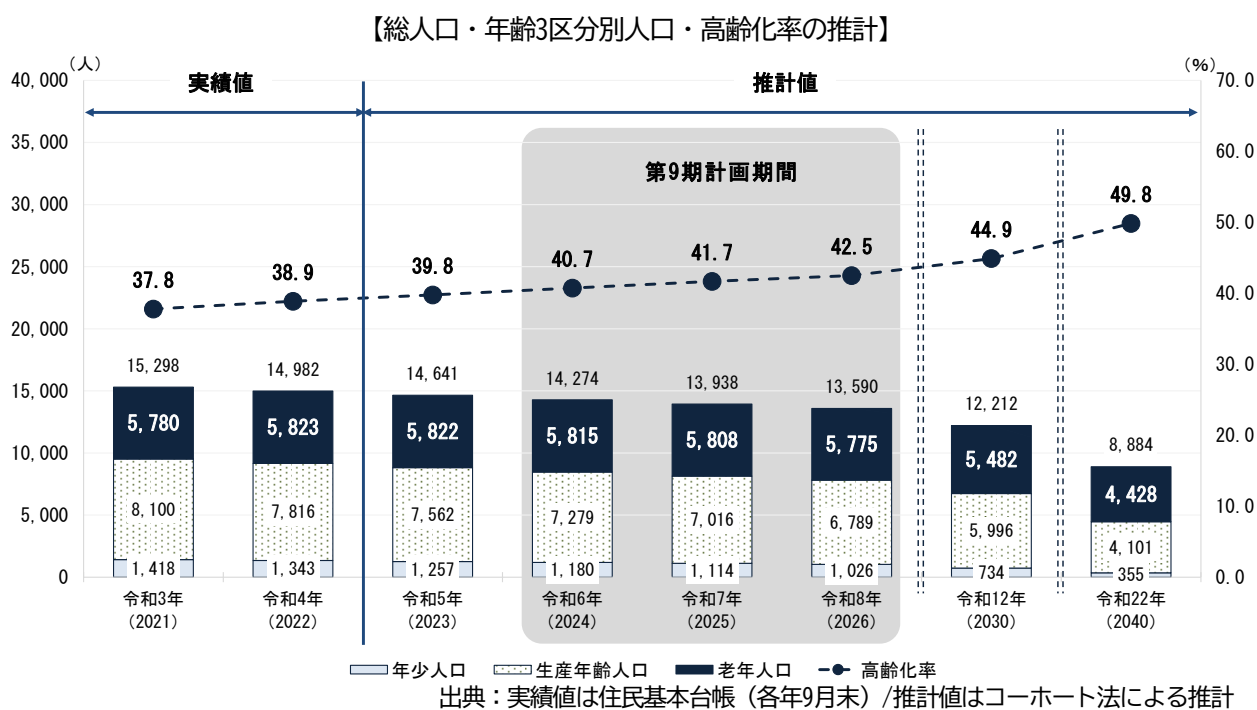
また、令和5年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施により地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を進めています。

第7節 計画期間における高齢者等の推計

1 総人口・高齢者人口の推計

住民基本台帳人口を基に、コーホート法(変化率法)により本計画期間の人口を推計すると、高齢者人口は令和4年をピークに減少し、本計画の最終年度となる令和8年には5,775人、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年には4,428人となる見込みです。高齢者数の減少に対して、総人口の減少が大きいため、高齢化率は年々上昇すると推計されています。

また、高齢者の内訳をみると前期高齢者は減少し、後期高齢者は増加する見込みとなっています。



【高齢者数（前期・後期）の推計】

		実績値		推計値					
		令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
高齢者総数	(人)	5,780	5,823	5,822	5,815	5,808	5,775	5,482	4,428
前期	人口	2,972	2,959	2,888	2,805	2,699	2,573	2,115	1,467
	割合	51.4	50.8	49.6	48.2	46.5	44.6	38.6	33.1
後期	人口	2,808	2,864	2,934	3,010	3,109	3,202	3,367	2,961
	割合	48.6	49.2	50.4	51.8	53.5	55.4	61.4	66.9

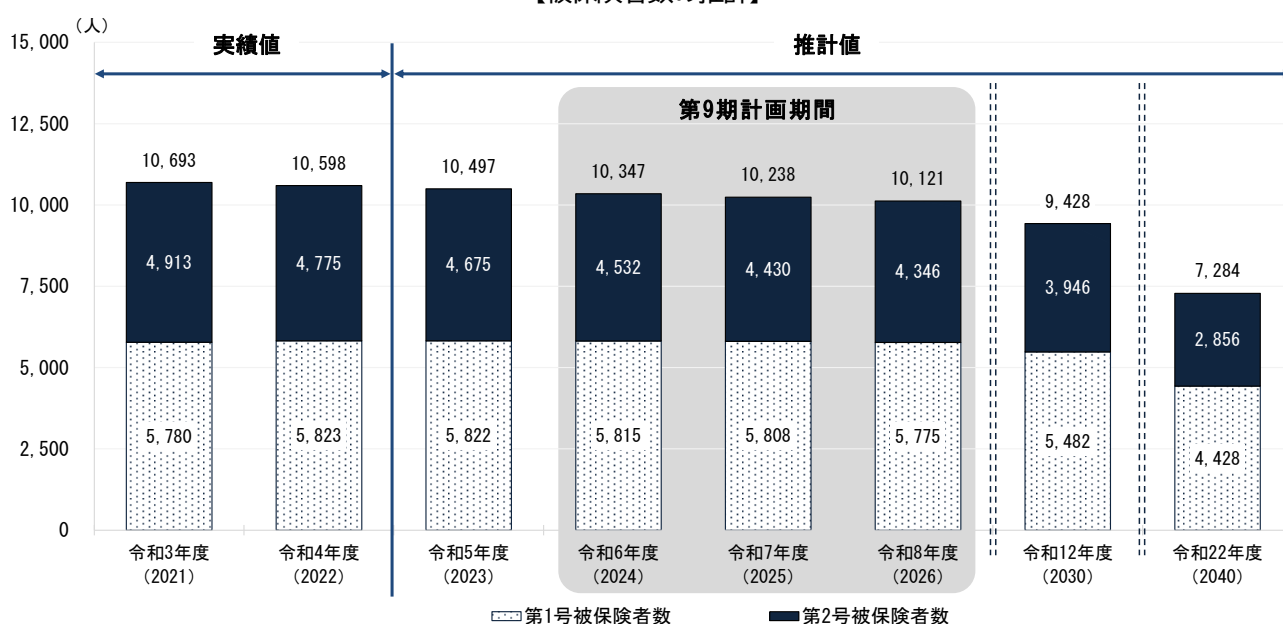
出典：実績値は住民基本台帳（各年9月末）/推計値はコーホート法による推計

2 被保険者数の推計

介護保険料の負担を担う、第1号、第2号被保険者数の推計では、第2号被保険者数は減少が続き、第1号被保険者数は令和4年度をピークに減少に転じる見込みとなっています。本計画最終年度の令和8年度には、第1号被保険者数は5,775人、第2号被保険者数は4,346人となる見込みです。

また、被保険者に占める第1号被保険者の割合は上昇が続き、令和8年度には57.1%、令和22年度には60.8%となる見込みです。

【被保険者数の推計】



	実績値		推計値						
	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	
被保険者数 (人)	10,693	10,598	10,497	10,347	10,238	10,121	9,428	7,284	
第1号	人口 (人)	5,780	5,823	5,822	5,815	5,808	5,775	5,482	4,428
	割合 (%)	54.1	54.9	55.5	56.2	56.7	57.1	58.1	60.8
第2号	人口 (人)	4,913	4,775	4,675	4,532	4,430	4,346	3,946	2,856
	割合 (%)	45.9	45.1	44.5	43.8	43.3	42.9	41.9	39.2

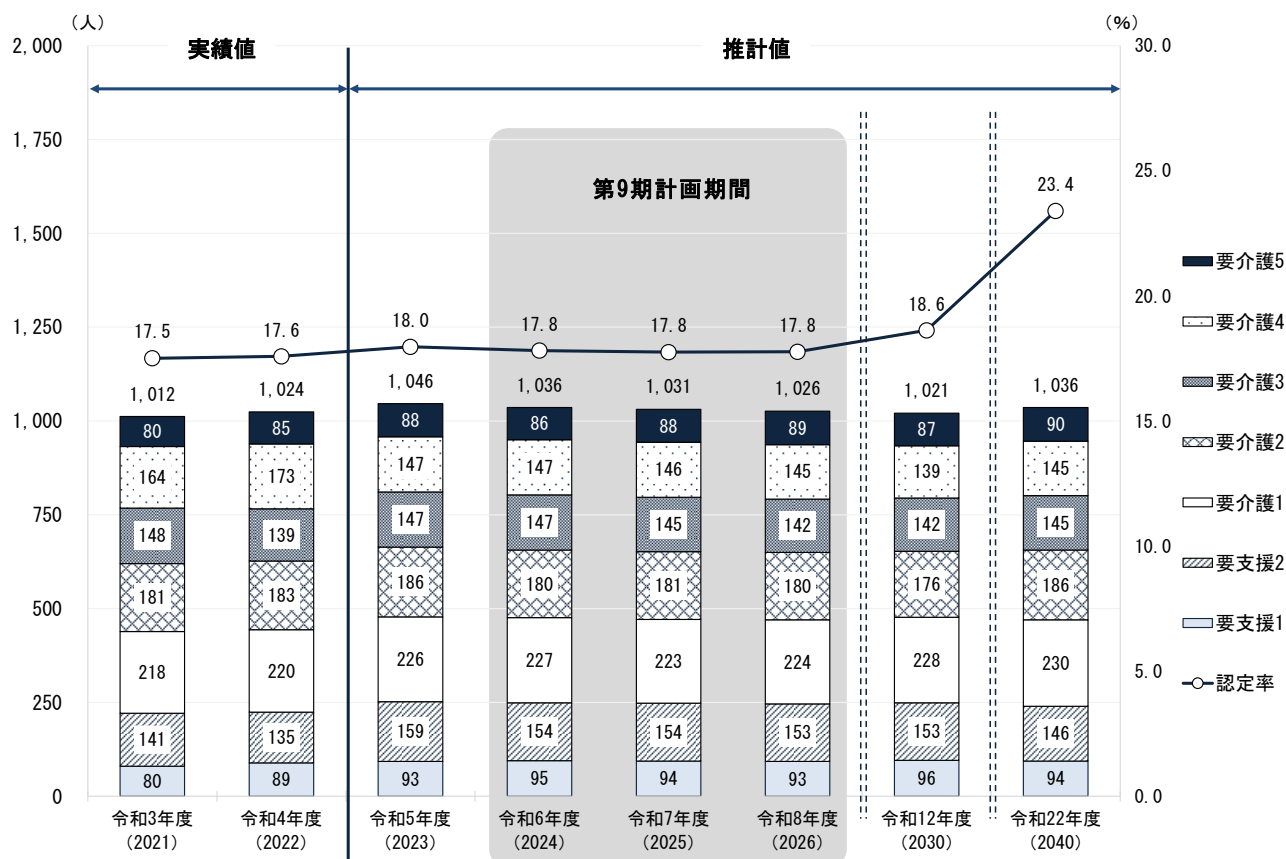
出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

3 要支援・要介護認定者数、割合の推計

本計画期間における要支援・要介護認定者数はおおむね横ばいで推移し、本計画最終年度の令和8年度には1,026人となる見込みとなっています。以降も大きな増減はなく、令和22年度には1,036人となる見込みです。

一方、第1号被保険者に占める割合（認定率）は、本計画期間内では17.8%で推移するものの、以降は上昇傾向となり、令和22年度には23.4%となる見込みとなっています。

【要支援・要介護認定者数、割合の推計】



※第2号被保険者を含む

出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

第3章 計画策定における課題の整理

第1節 課題の整理

本計画の策定に当たり、涌谷町の高齢者福祉・介護保険事業を取り巻く現状と今後の見込みを踏まえた課題を以下のとおり整理します。

1 町の状況を踏まえたサービス提供体制の整備

高齢化の進行に伴い、町内の事業者のみでは介護ニーズに対応するのが難しい状況となってきています。また、今後は介護リスクの高まる後期高齢者が増加する見込みとなっており、要支援・要介護認定率は上昇すると推測されています。

このような状況の中、涌谷町ではサービスの現場を支える生産年齢人口の減少が進んでおり、サービス事業所・人材の確保は年々難しくなっています。そのため、介護ニーズの適切な把握に努めるとともに、近隣市町や事業者とも連携しながらサービス提供体制の整備を進める必要があります。

2 高齢者の孤独・孤立の防止

高齢者のひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯の増加が続いている中、新型コロナウイルス感染症の流行以降、外出制限等の影響で対面での交流機会が減少しています。アンケート調査結果でも「閉じこもり傾向」は前回調査から大幅に上昇していることから、高齢者の孤独・孤立が懸念されます。

高齢者が孤独・孤立した状態とならないよう、地域での見守り、声掛け等の体制の強化を図るとともに、交流の場となる通いの場など高齢者が参加しやすい活動の充実が必要となります。

3 生きがいづくり、介護予防の取組の充実

要介護リスクの高まる後期高齢者人口が今後増加する見込みとなっています。そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、介護予防のための通いの場などへの参加頻度が減っている現状があります。また、新型コロナウイルス感染症はシルバー人材センターの活動やクラブ活動などの生きがいづくりにも影響を及ぼしています。

高齢者がいつまでも元気に生き生きと過ごすことができるよう、早期からの介護予防活動を促すとともに、安心して活動できる環境づくりと生きがいづくりの推進に努める必要があります。

4 認知症支援と高齢者の権利擁護

高齢化の進行に歯止めがかからない中、認知症高齢者の問題や虐待など、高齢者の身の安全や権利を守る取組の重要性が年々増しています。そうした中、アンケート調査では、高齢者虐待防止法の内容を知らない割合の増加や認知症に関する相談窓口を知っている割合が各地域で4割を切るといった結果となっており、情報が十分に行き渡っているとは言い難い状況です。また、重点に置くべき認知症対策として「見守りボランティアなどによる生活支援」のニーズが高まっています。

高齢者とその家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、認知症に関する相談窓口や成年後見制度の周知を強化するとともに、地域の理解と地域で見守り支える体制づくりを進める必要があります。

5 家族介護者への支援

近年、顕在化してきたヤングケアラーの問題や高齢化の進行による老老介護のケース、仕事と介護の両立、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用制限など、家族介護者の負担や不安が増していることが懸念されます。アンケート調査でも、介護のために「労働時間を調整」しながら働いている割合の増加や、働きながら仕事を「問題なく、続けていける」割合の減少がみられ、仕事と介護の両立の難しさが増していると考えられます。

こうしたことから、介護者の精神的・身体的負担を軽減し、高齢者も介護者も住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援策の充実を図る必要があります。

6 暮らしやすいまちづくり

高齢者が地域で生活をするためには、暮らしやすいまちづくりも欠かせない要素となります。アンケート調査の結果をみると、外出・買い物の難しさが地域によって差が出ており、移動手段の確保は課題の一つといえます。また、「高齢者に配慮した住宅・住環境の整備」のニーズも高まる中、介護や医療が連携して高齢者の生活を支援する、サービス付き住宅等の整備には至っていないのが現状です。

外出における地域間の格差を解消するため、移動手段又は代替手段の確保を目指すとともに、県や事業者とも連携して住まいの整備についても検討を進める必要があります。併せて、ユニバーサルデザイン化の推進など誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

第4章 計画の方向性

第1節 基本理念

高齢化の進行を見据え、涌谷町では涌谷町町民医療福祉センターを中心に、日常の健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉事業の総合的な取組を推進してきました。

団塊世代が後期高齢者となり、今後支援が必要な高齢者は増加することが推測されます。一方で、涌谷町にはまだまだ元気な高齢者の方もおり、高齢となってもサービスの「受け手」となるだけでなく、「支え手」として地域の人たちとともに、年齢を問わずお互いに支え合う体制が必要となります。

また、核家族化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等で地域や人とのつながりの希薄化が進行し、孤立や孤独を抱える高齢者の増加も懸念されるところです。

そうした中、SDGsの観点からも人口減少社会において、いつまでも地域で暮らし続けることができるよう、地域一丸となった持続可能なまちづくりが求められています。

このような点を踏まえ、本計画において「**お互いにつながり、支え合いながら、いつまでも暮らし続けられる地域づくり**」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となっていつまでも暮らし続けることができる涌谷町を目指します。

～ 基本理念 ～

**お互いにつながり、支え合いながら、
いつまでも暮らし続けられる地域づくり**

第2節 基本目標

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域でそれぞれのスタイルに合った暮らしを続けるため、また、今後増加の見込まれる認知症高齢者の地域生活を支えるため、医療・介護・住まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を進めているところです。

その中心を担っている地域包括支援センターでは、高齢者の介護予防や生活支援、権利擁護や虐待防止の啓発、認知症高齢者への支援、介護家族への支援など、高齢者福祉に関わる事業運営や相談・支援、情報発信などを包括的に行っています。今後の高齢化を見据え、地域包括支援センターでは、業務負担軽減と質の確保などの体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待されており、地域共生社会の実現に向けた取組を一層加速させる必要があります。

以上のことから、地域共生社会及び、基本理念である「お互いにつながり、支え合いながら、いつまでも暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、基本目標を引き続き「**地域包括ケアシステムの充実**」と定め様々な施策を展開します。

基本目標

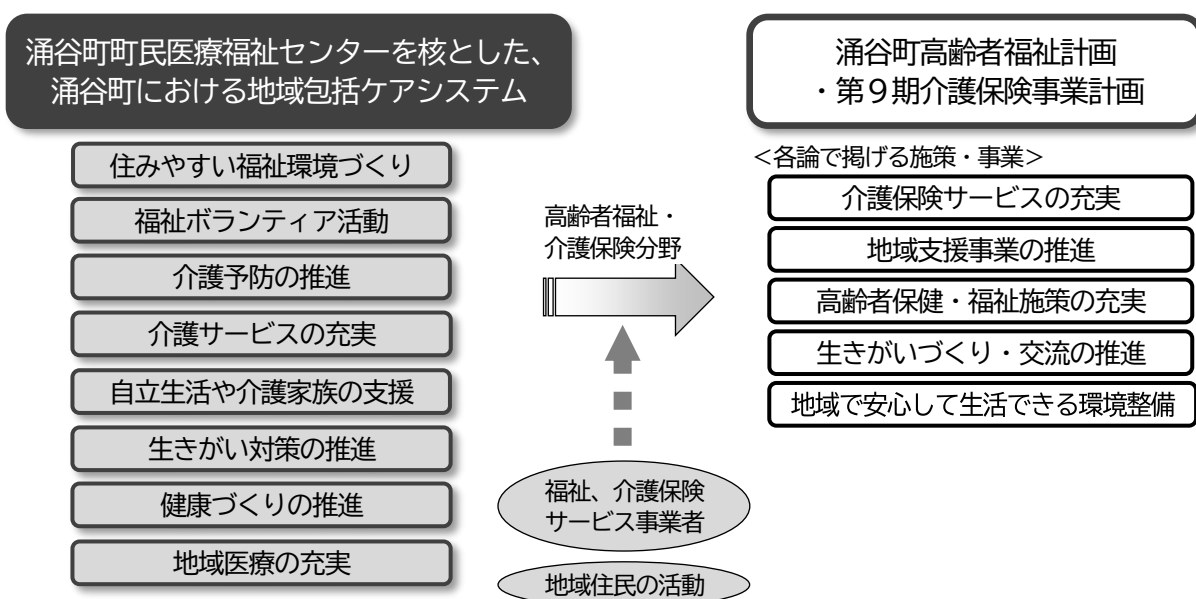
地域包括ケアシステムの充実

第3節 涌谷町における地域包括ケアシステムについて

涌谷町では、昭和59年以来「健康と福祉の丘のあるまちづくり」をスローガンに昭和63年11月に開設した涌谷町町民医療福祉センターを核として、全国に先がけ地域包括医療・ケアの実践、すなわち保健・医療・福祉を一体的、系統的に提供できるよう進めてきました。また、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、制度の見直しを繰り返しながら、住民間に順調に定着してきました。

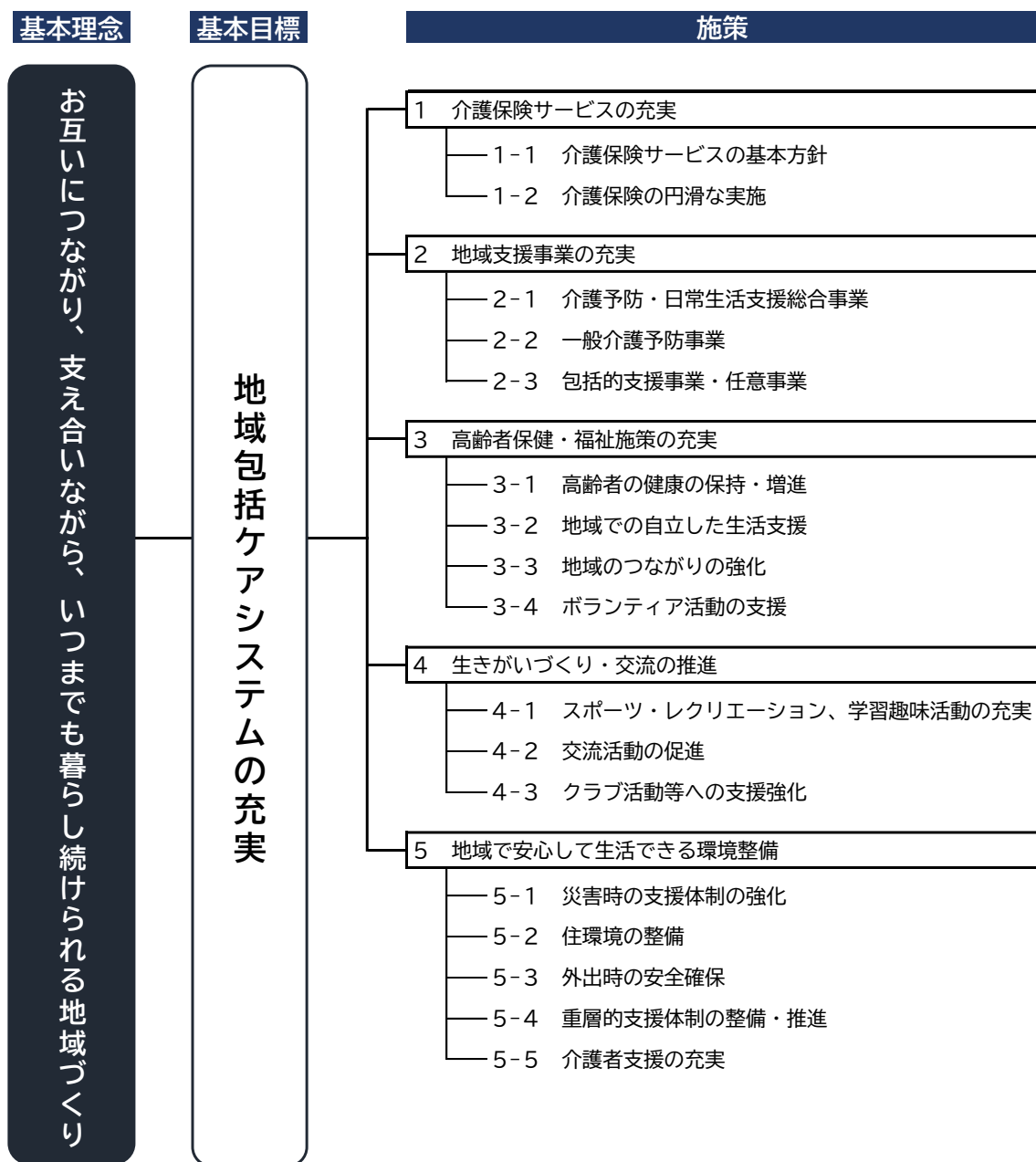
その後、国では平成26年度の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステム」の構築が推進され、平成30年4月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が施行されました。全国的にも「地域包括ケアシステムの深化・推進」への取組が進められるようになりました。

本計画の施策体系を作成するに当たって、国に先立ち町ぐるみで地域包括医療・ケアの実践を進めてきた涌谷町では、現在の地域包括ケアシステムを中心に、高齢者福祉・介護保険分野に関連する各事業を展開するものとします。



第4節 施策の体系

本計画における施策体系は次のとおりです。



第5節 日常生活圏域

「日常生活圏域」は、町内各地域で生活を営む小地域の単位で、介護保険事業の地域密着型サービスや介護予防・生活支援サービスの提供範囲の単位となります。

涌谷町においては、各事業所や涌谷町町民医療福祉センターから町内全域にサービスや事業を行っていることから、町全域を一つの日常生活圏域とします。

第2部 各論

第1章 介護保険サービスの充実

第2章 地域支援事業の充実

第3章 高齢者保健・福祉施策の充実

第4章 生きがいづくり・交流の推進

第5章 地域で安心して生活できる環境整備

第1章 介護保険サービスの充実

第1節 介護保険サービスの基本方針

1 介護保険サービスの基本方針

■ 現状

一部のサービスでは新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者が減少していますが、要支援・要介護認定者数の増加傾向に伴い、各サービスの利用人数はおおむね横ばいか増加傾向となっています。

こうした中、涌谷町においては介護人材・事業所の確保は継続的な課題となっており、町内の事業者だけではニーズに対応しきれない状況となってきています。

こうした課題に対応するため、現在は近隣市町の事業者の参入を促すなどの取組を行っています。

■ 今後の取組

高齢期においても住み慣れた土地で暮らし続けることができるよう、引き続き在宅サービスの安定的な供給に努めます。

また、介護人材の確保を図るため、町内外の事業所の新規参入を促進するとともに、事業所が増えることにより量の確保と併せて質の向上が図られるよう、顔の見える関係づくりと連携強化に努めます。

第2節 介護保険の円滑な実施

1 介護保険制度の普及啓発

■ 現状

「広報わくや」や町のホームページにて介護・福祉関連の情報発信を行うとともに、パンフレットの配布等を実施しています。新型コロナウイルス感染症感染予防を図るため、集いの場などで集団にアプローチする機会は減少しましたが、民生委員・児童委員、行政区長、福祉推進員、老人クラブなど、高齢者と接する機会の多い関係機関や団体に情報提供することで、間接的な情報発信となり、必要な相談機関やサービスにつながる機会が増えてきています。

■ 今後の取組

今後も民生委員・児童委員、行政区長、福祉推進員、老人クラブ等の協力を得ながら情報提供を続けます。また、窓口やホームページ等により、介護予防を含め、介護保険制度について正しい理解と活用につながるよう各種情報の周知を行います。

2 介護サービスの質の向上

■ 現 状

事業所学習会及び情報交換会を年3回実施し、介護保険制度の理解に加え、他制度や法律など幅広い知識の習得を促すとともに、異なる分野、職種の専門職が学び合うことで質の向上を図っています。また、町内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたケアマネジャー連絡会を隔月で実施しており、情報交換の他、事例検討を行うことで気づきや学びにつながりスキル向上を図っています。

このような学習会や情報交換会を定期的実施することで顔の見える関係づくりに努めており、安心してサービス提供できる体制を構築しています。

■ 今後の取組

今後も地域包括支援センターを中心として必要な情報を提供するとともに、定期的な研修会や交流会を開催し、ネットワークの拡充・強化を図り介護サービス事業所の質の向上への取組を支援します。

また、地域密着型サービスをはじめ、居宅介護支援事業所の町内参入を積極的に促すとともに適切な運営指導の実施によりサービスの量と質の確保に努めます。

【運営指導の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
運営指導 (件)	1	2	2	2	2	2

【集団指導の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
集団指導 (件)	0	0	1	1	1	1

3 医療・介護情報基盤の整備

■ 現 状

介護サービス事業所の指定等に関する申請・届出については、各地方公共団体が様式を定め、指定申請等の受け付けを行っており、これまで関連する複数の地方公共団体に申請・届出を行う必要があるため、介護サービス事業所の事務的負担となっております。

令和5年3月の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化するため、「電子申請・届出システム」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を行います。

■ 今後の取組

「電子申請・届出システム」を早期に導入し、介護サービス事業所の早期利用を促進することにより、介護サービス事業所の事務負担の削減と町の審査負担の削減を図ります。

【医療・介護情報基盤の整備】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
申請（件）	—	—	—	6	12	12
届出（件）	—	—	—	18	36	36

4 適正な介護認定

■ 現 状

県の主催した介護認定調査員の研修会及び、県・町共催の介護認定審査会委員の研修会を実施し介護認定調査員や介護認定審査会委員の資質向上に努めています。

■ 今後の取組

今後も介護認定に際し、適正な調査が行えるよう随時研修を実施し、調査技術の向上に努めます。また、介護認定審査会においても適正かつ公正な審査が実施されるよう、継続して研修の充実に努めます。

【介護認定調査に係る実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護認定調査員 研修（回）	0	1	1	1	1	1
介護認定審査会 委員研修（回）	0	1	1	1	1	1

5 介護保険料の収納率向上

■ 現 状

介護保険制度は、介護保険料を財源として給付を行う保険事業であるため、安定的な歳入を確保するため、被保険者間の負担の公平性の確保に努め、収納率の向上に向けた取組を実施しています。

また、介護認定の申請等で未納が確認された場合、介護保険制度の趣旨等をお伝えし保険料の滞納の解消に努めており、第8期期間の平均収納率は99.7%となっています。

■ 今後の取組

今後も窓口やホームページ等により、介護認定申請手続きやサービス利用方法、介護サービス事業所の連絡先などの各種情報の周知を行い、介護保険制度の趣旨について理解を促すことにより収納率の向上を図ります。

【介護認定調査に係る実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護保険料 収納率 (%)	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7

6 相談・苦情対応体制の整備

■ 現 状

介護認定申請やサービス利用に関する相談や苦情に対して、制度の説明など介護保険担当者や相談担当者が連携して対応しています。併せて、介護支援専門員等との連携により、サービス利用者の負担や不利益が生じないように対応に努めています。

令和3年度より、介護認定申請時の受付相談を国保介護班で実施しており、早急に対応が必要な状況など何らかの課題がある場合は、地域包括支援センターにつなぐなどの対応を行っています。その上で、居宅介護支援事業所や各種相談窓口と連携を図ることで必要な支援につなげることができるよう支援体制を構築しています。

【相談・苦情件数の実績】

区分	実績値		見込み
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
来所 (件)	625	640	640
電話 (件)	2,384	2,173	2,173
訪問 (件)	523	536	536

■ 今後の取組

介護保険サービスの利用だけでなく、介護予防や生きがいづくり等の視点をもって相談対応に当たることによって介護保険制度の理解を深め普及につなげていきます。

また、相談・支援の窓口担当者による連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

第2章 地域支援事業の充実

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

■ 現状

訪問型サービス及び通所型サービスについては従来どおり実施していますが、生活支援サービス等の多様なサービスについては、事業所やボランティア等が新たに立ち上げた実績がなく、体制整備に向けて検討を続ける必要があります。

■ 今後の取組

訪問型サービス及び通所型サービスについては、これまでどおり事業を継続していきます。

また、訪問型サービス・通所型サービスの多様なサービスの提供に向けた体制整備について検討を続けるとともに、新たに開始する事業所があった場合は速やかに審査・指定し、利用者が選び利用しやすい環境づくりに努めます。

(1) 訪問型サービス

■ 事業・取組の内容

○要支援者等に対して、掃除・洗濯その他の日常生活上の支援を行うものです。

以下の5種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防 訪問介護相当	多様なサービス			
	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	ボランティア主体

【訪問型サービス(延人数)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
訪問型サービス(延人数)	323	393	480	480	480	480

(2) 通所型サービス

■事業・取組の内容

○要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行うものです。

以下の4種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防訪問介護相当	多様なサービス		
	通所介護	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

【通所型サービス(延人数)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
通所型サービス(延人数)	858	762	806	806	806	806
通所型サービスA(延人数)	0	0	0	0	0	0

2 介護予防ケアマネジメント

■現状

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援認定者に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行うものです。

令和5年4月現在、町内の4か所、町外の18か所の居宅介護支援事業所に委託契約して事業を実施しており、町は給付管理とケアマネジメントに関する助言等を適切に行っています。

■今後の取組

高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図ります。

令和6年4月から居宅介護支援事業所も町から指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになります。

居宅介護支援事業所や町、地域包括支援センターで連携して情報の共有を図り、軽度者に対して早期から予防的観点で支援を行っていきます。

【介護予防ケアマネジメント(延人数)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
介護予防ケアマネジメント(延人数)	698	641	693	693	693	693

第2節 一般介護予防事業

1 一般介護予防事業

■ 現状

高齢者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止のため、機能回復訓練等、本人へのアプローチを行うとともに、住民主体の通いの場を充実させつつリハビリテーション専門職等を活かした取組を推進するものです。

社会福祉協議会や涌谷町国民健康保険病院リハビリテーション室と協働して実施しており、かるが～るプラザやいきいきお達者教室、脳力アップ倶楽部、かるが～るプラザ卒業生のフォローなどを開催しています。

また、住民主体の通いの場等への支援として、運動ひろばへの後方支援や運動ひろば交流会の開催を実施しており、運動ひろば未実施の地区に対しては、チラシを作成して案内するなど、開設の支援も行っています。

介護予防普及啓発事業としては、介護予防手帳やパンフレットを作成しており、第8期計画期間においては、介護予防手帳509部、フレイル予防パンフレット493部を配布しました。

■ 今後の取組

引き続き、社会福祉協議会や涌谷町国民健康保険病院リハビリテーション室と協働して運動ひろばの後方支援や交流会の確保、開設支援を実施するとともに、介護予防手帳やパンフレット等の配布を行い、住民が主体的にフレイル予防に取り組めるような啓発活動を行っていきます。

また、介護予防に資するリーダーの養成やボランティアの育成など、関係機関と協働し、効果的かつ効率的な介護予防の取組を強化推進していきます。

(1) 介護予防普及啓発事業

■事業・取組の内容

○介護予防の普及啓発に資する、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室などを開催しています。

【かるが～る（65歳以上）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実施回数(回)	—※	—※	—※	10	10	10
参加人数(延人数)	—※	—※	—※	210	210	210

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止又は縮小

【かるが～る（75歳以上）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実施回数(回)	—※	—※	—※	12	12	12
参加人数(延人数)	—※	—※	—※	250	250	250

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止又は縮小

(2) 地域介護予防活動支援事業

■事業・取組の内容

○誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するものです。また、ボランティアの人材育成や社会参加活動を通じた、介護予防に資する地域活動を支援しています。

【介護予防人材育成講座の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
実施回数(回)	3	—	—	3	3	3
参加人数(延人数)	16	—	—	15	15	15

【運動ひろばの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
実施地区数(地区)	21	21	23	24	25	26

【介護予防に資する通いの場や社会参加活動の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
参加人数(延人数)	258	520	720	720	720	720

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

■事業・取組の内容

○リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることの予防など、効果的、かつ効率的な介護予防を推進しています。

【かるが～るプラザ・運動ひろばの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
実施回数(回)	72	80	40	40	40	40
参加人数(延人数)	1,295	964	950	950	950	950

第3節 包括的支援事業・任意事業

1 包括的・継続的ケアマネジメント事業

■ 現状

介護支援専門員への支援として、介護支援専門員及び地域のサービス事業所等が業務上の悩みなどを相談できる体制をとっており、主に主任介護支援専門員が個々の相談に対応しています。また、介護支援専門員に対してスキル向上を目的とした研修会や令和3年度から町内居宅介護支援事業所向けに連絡会を実施しており、他の事業と連携しつつ、時事的な事柄や困難事例について学ぶ機会を設けています。

地域ケア会議については、主に処遇困難事例に関する個別支援会議を適宜開催していますが、自立支援型会議については未開催となっています。

■ 今後の取組

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、学習会及び情報交換会については、引き続き参加しやすい日程調整を行い、定期的な開催に努めます。

町内4か所の居宅介護支援事業所とおおむね2か月ごとに開催している情報交換会については、継続して開催することで充実を図ります。また、自立支援型の地域ケア会議については、開催の検討を進めます。

(1) 介護支援専門員に対する支援

■事業・取組の内容

○介護支援専門員がケアプラン作成において、抱える悩みや処遇対応が難しいケースについて相談に応じ、高齢者に質の高いサービスを提供できるように支援するものです。

【介護支援専門員に対する支援の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談人数(人)	14	11	36	36	36	36

(2) 学習会及び情報交換会の開催

■事業・取組の内容

○介護支援専門員等の資質の向上を図る観点から、研修会や情報交換会を定期開催するものです。また、円滑に業務が実施できるよう、介護サービス事業者等とのネットワーク構築を支援しています。

【学習会及び情報交換会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催回数(回)	3	3	3	3	3	3

(3) 地域ケア会議の充実

■事業・取組の内容

○地域ケア会議(個別支援会議)は、援助困難な個別の事例について、本人、家族、地域の支援者(隣人、行政区長、民生委員・児童委員等)や関係機関(介護支援専門員、行政、保健、医療、福祉の専門職)が一堂に会し、課題の共有や解決策の検討を行います。

また、地域ケア会議(推進会議)は、個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を目的として開催するもので、次の4つの機能を持ちます。

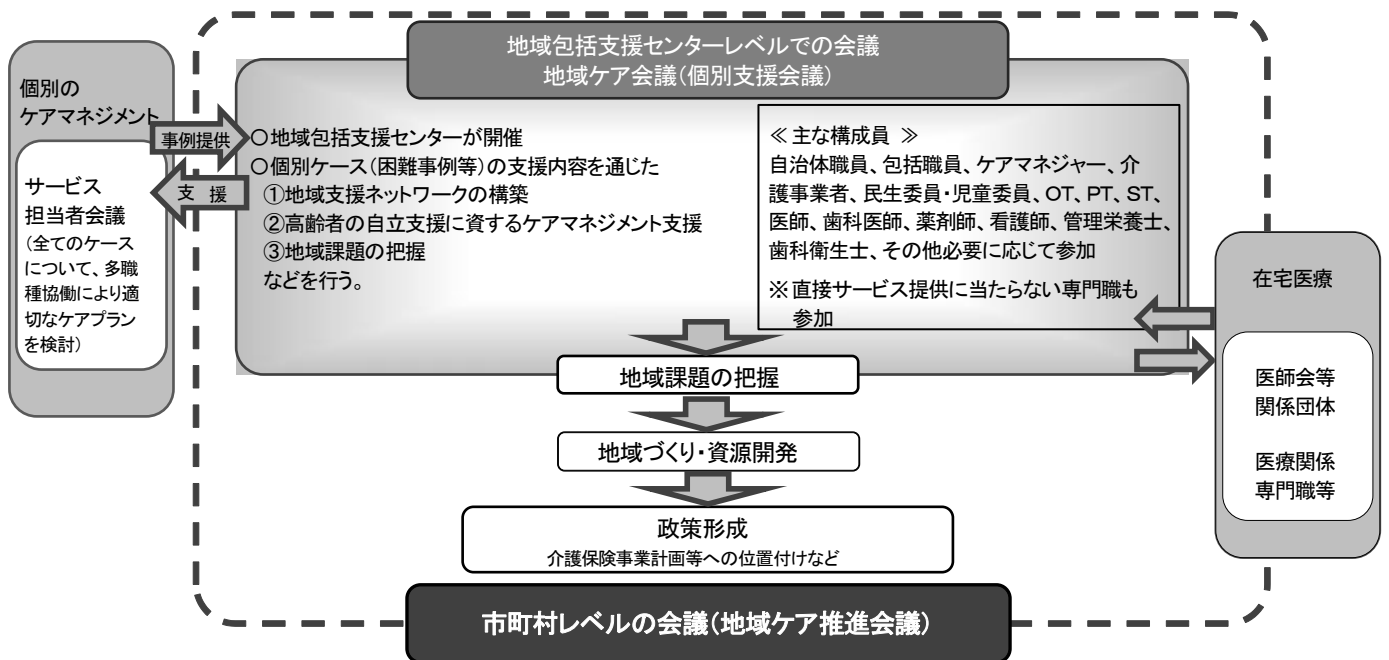
ア 事例検討を通じ、地域課題を発見する機能

イ 処遇困難事例の検討を通じ、様々な知恵やノウハウの集結及び解決する機能

ウ 地域関係機関との連絡会議を通じ、地域課題の共有や好事例を共有する機能

エ 町主催の介護保険事業計画策定委員会等において、地域の関係者とともにも地域支援や基盤整備を検討する機能

なお、涌谷町では重層的支援体制整備事業の支援会議に包含して、地域ケア会議を実施しています



【地域ケア会議(推進会議)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(延回)	0	1	1	1	1	1

【地域ケア会議(個別支援会議)の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(延回)	11	22	15	15	15	15

2 認知症総合支援事業

■ 現 状

認知症の早期発見・早期対応について関係機関で連携した取組を実施しており、認知症状がある方への相談支援、わくやSOSネットワーク会議での意見交換など地域で認知症の方を見守る仕組みを構築しています。

アンケートの結果では、相談窓口を知る人の割合が前回から減少していますが、チラシ設置場所や啓発対象を拡大したことで、相談につながった事例もあり、相談窓口の周知により一層注力する必要があります。

また、認知症カフェについては、認知症地域支援推進員だけでなく民生委員・児童委員等地域の方にも運営委員に加わっていただき、住民視点を交えて開催していますが、本人及び家族の参加が少ないのが現状です。

併せて認知症家族への支援も行い、家族の負担軽減に努めています。

■ 今後の取組

認知症が心配な方やその家族が早期に相談や治療につなげることができるよう、引き続き関係機関と連携して相談窓口及び認知症施策の周知に努めます。併せて、認知症の理解と啓発のため、教育機関と連携して若年層へのアプローチを継続的に実施します。

また、認知症地域支援推進員連絡会の開催や初期集中支援チーム支援対象者の自立生活のサポートのため、サポート医とチーム員が連携して必要な医療や介護につなげていきます。

(1) 認知症早期発見啓発事業

■事業・取組の内容

- 物忘れ相談は、認知症が進行してからの相談が多いという現状があることから、住民に対して認知症の早期発見・早期対応の必要性について普及・啓発しています。
- アルツハイマー月間に合わせて、広報による啓発や町内の公共施設・金融機関・「おらほの支え合い企業」等の店舗へ啓発チラシ・ポスターの設置、涌谷公民館図書室への認知症図書展示・貸出、小中学校、高校への認知症移動図書を実施しています。また、65歳到達時の介護保険証送付時にチラシを同封し、相談窓口の周知を図っています。

(2) 認知症初期集中支援チーム

■事業・取組の内容

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

【認知症初期集中支援チーム対応件数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
認知症初期集中支援 チーム対応件数(件)	1	2	2	3	3	3

【認知症初期集中支援チーム（チーム員数）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
チーム員数(人)	6	6	6	5	5	5

(3) 認知症カフェ

■事業・取組の内容

- 認知症の方や認知症が心配な方が、自分自身のことを専門職に相談できる交流の場とするとともに、認知症の方を介護している家族が認知症について学んだり介護者同士で話をしたり、専門職に相談することができる場として、令和4年度から社会福祉協議会に委託し、認知症カフェを開催しています。

【さくらカフェ（認知症カフェ）の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
開催回数(回)	2	5	6	7	7	7
参加人数(延人)	43	58	60	70	70	70

(4) 認知症介護家族のつどい

■事業・取組の内容

- 認知症の方を介護している家族が日頃の思いや悩みを語り、思いを共有したり、対応方法の助言を受けることにより、介護負担やストレスの軽減、情報共有が図れることを目的として認知症カフェと合わせて開催しています。

【認知症介護家族のつどいの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
開催回数(回)	0	1	1	1	1	1

(5) 認知症地域支援推進員

■事業・取組の内容

- 認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行っています。

【認知症地域支援推進員研修の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
新任者研修(人)	1	2	0	2	2	2
現任者研修(人)	1	2	3	2	2	2

3 在宅医療・介護連携推進事業

■ 現 状

在宅医療・介護連携推進事業の一環として、各集会所等に出向き、出前講座を実施しており、地域のニーズ、課題の把握に努めています。また、遠田郡医師会、宮城県、関係機関で連携を図り、地域の生活課題や社会資源の活用等について適宜協議を行い、課題等を共有し、具体的な取組について検討を進めています。

併せて、早期相談につなげるため在宅医療・介護マップの配布や在宅医療・介護相談窓口用チラシ等を設置するとともに、65歳到達時における介護保険証郵送時にチラシを同封し、相談窓口の周知を図っています。

■ 今後の取組

在宅医療・介護に関わる関係機関と「顔の見える関係づくり」や地域資源の体制整備などに努めるとともに、美里町や遠田郡医師会等と緊密に連携しながら、切れ目のない医療と介護の生活基盤の強化を図ります。

また、課題やニーズに合わせた研修会の実施や希望する地区に対して出前講座の開催、在宅医療・介護マップの配布や在宅医療・介護相談窓口用チラシ等の設置を継続します。

(1) 在宅医療・介護連携推進協議会の開催

■事業・取組の内容

- 地域医療に携わる医師や訪問看護師、ケアマネジャー、介護事業所職員などが委員となり、地域の医療機関や介護施設など、高齢者に必要なサービス資源を把握するとともに、町民公開講座の開催や広報活動などについて協議します。

【在宅医療・介護連携推進協議会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
在宅医療・介護連携推進協議会(回)	2	2	2	2	2	2

(2) 町民対象の懇談会・研修会、従事者対象研修会の開催

■事業・取組の内容

- 町民を対象とした懇談会を開催し、在宅医療、介護連携の理解を推進します。また、連携を実現させるため、多職種でのグループワーク等の研修を行っています。

【懇談会・研修会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
町民対象の懇談会・研修会(回)	1	0	1	1	1	1
従事者対象研修会(回)	1	1	1	1	1	1

(3) わたしたちのまちの在宅医療と介護マップ

■事業・取組の内容

- 医療機関や介護サービス事業所の一覧などを掲載した「わたしたちのまちの在宅医療と介護マップ」を作成し、配布しています。また、在宅医療・介護相談窓口用チラシ等を配布、設置しており、65歳到達時における介護保険証郵送時にチラシを同封し、相談窓口の周知を図っています。

(4) 町民への周知

■事業・取組の内容

- 「広報わくや」を活用し、在宅医療・介護の在り方について、コラムリレーを行います。

(5) 他事業との合同研修会の開催

■事業・取組の内容

- 在宅医療・介護連携推進協議会、重層的支援体制整備事業、介護支援専門員の勉強会を合同で開催します。

【合同研修会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
合同研修会(回)	0	1	1	1	1	1

4 生活支援体制整備事業

■ 現 状

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援サービスを担う関係機関との情報共有の他、他団体や事業と協働して勉強会やネットワークの構築に努めています。

また、バス会社(町民バス)と涌谷高校とのつながりの強化を行い、「見守りネットワーク構築」や「おらほの支え合い企業」の体制整備を推進するとともに、住民ニーズと地域資源をつなげられるよう、生活支援コーディネーター⁴間の情報共有を密に行っています。併せて、地域資源の把握を継続的に行い、協議体で地域の課題共有と具体的な取組について検討を重ねています。

■ 今後の取組

協議体を1層～3層において開催し、地域の課題共有と具体的な取組について協議を続けるとともに、関係機関(外部機関、行政担当部署)との連携や既存事業との連動を図り、「見守り活動」「集いの場」「生活支援」それぞれの分科会を展開していきます。

また、住民ニーズと地域課題、既存資源の把握と整理(マップ等ツール作成)を行い、必要とされるサービスについて関係機関と協働して充実に努めていきます。

さらに、高齢者の社会参加と地域の支え合い活動等を充実・発展・創出するため、多世代とのつながりや他事業との連携も含め、その仕組みづくりを推進していきます。

4 積極的に地域に出向き、住民の知恵や工夫で実現している支え合い活動を把握し、その活用を周囲に「見える化」したり、支え合い活動を推進する者。

(1) わくやまると会議

■事業・取組の内容

○地域資源の調査や集いやすい雰囲気づくりの検討など生活支援体制整備に係る協議を行っています。

【わくやまると会議の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
全体会 (回)	1	1	1	1	1	1
分科会	見守り活動 (回)	2	2	2	2	2
	集いの場 (回)	2	2	2	2	2
	生活支援 (回)	2	2	2	2	2

(2) 実施モデル地区支援事業

■事業・取組の内容

○生活支援コーディネーターと協議の上、研修やワークショップ等を実施しています。また、緊急連絡先カードの作成や戸別訪問調査を実施します。

(3) 活動実践集の刊行

■事業・取組の内容

○地域で取り組んでいる支え合いの活動を「お宝」とし、多くの皆さんに発信するため「わくやのお宝再発見!おらほの支えあい活動実践集」を発行しています。

(4) 町民バスに乗ろう「マイ時刻表」作成

■事業・取組の内容

○社会参加と移動手段の確保策の一つとして、町民バスを利用しやすくするため、一人ひとりに合わせて必要な情報が記載された自分専用の『マイ時刻表⁵』をボランティアの方々が作成しています。

【町民バスに乗ろうマイ時刻表作成の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
申込人数 (人)	15	7	12	15	17	19
作製枚数 (枚)	17	9	15	17	19	21

5 自宅近くのバス停から、目的地まで利用する時間を考慮しながら、一人ひとりの目的に応じて作成する自分だけの専用の時刻表。

(5) 多世代のつながり事業「おらほのベンチ設置」・作製ワークショップ

■事業・取組の内容

○町を快適に、安心して歩くことができる環境を整備するとともに、バスの待ち時間や散歩の休憩、屋外での集いや交流など誰でも気軽に利用できる「おらほのベンチ」の作製・設置を進めています。

【おらほのベンチ作製・設置の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
設置数 (台)	5	5	5	5	5	5

5 権利擁護事業

■ 現 状

成年後見制度については、制度が必要な方に対して町長申立等の支援を行っています。成年後見制度の活用促進として体制が整備されてきていますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律(略「促進法」)に定めている内容の一部が未実施となっていることが課題となっています。

また、高齢者虐待については、町独自のマニュアルで対応しており、処遇困難ケースは個別支援会議等で検討や多機関と連携協働して対応しています。

■ 今後の取組

成年後見制度については、涌谷町成年後見制度利用促進計画に基づき体制整備を進め充実を図ります。

高齢者虐待については、継続してマニュアルを活用しながら対応に努めます。また、処遇困難ケースは、個別会議の検討や多職種協働、重層的支援体制整備事業を活用することで個別のみならず世帯として支援の充実を図ります。

(1) 成年後見制度の活用促進

■事業・取組の内容

○成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、関係機関への紹介等を行うとともに、親族で申立を行えない場合は、町長申立につなげます。また、涌谷町成年後見制度利用促進計画に基づき周知を図り、制度が必要な人がスムーズに利用できるよう体制整備を進めます。

【成年後見制度の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談件数 (件)	3	8	8	8	8	8

(2) 虐待への対応

■事業・取組の内容

○地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護に努め、活動の促進をします。また、地域内ネットワークの構築により高齢者虐待の早期発見に努め、虐待対応マニュアルにより早急な対応に努めます。

(3) 処遇困難ケースへの対応

■事業・取組の内容

○高齢者やその家族に重層的な課題が存在し、高齢者の生活に著しく影響している場合や高齢者自身が支援を拒否しているケース等の困難事例を把握した際、地域包括支援センター、多機関協働事業者等と連携を図り、専門的・継続的な視点で支援します。

6 総合相談事業

■ 現 状

高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、保健・医療・福祉・介護サービスについての総合相談を受け、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。

令和3年5月より介護保険新規申請を健康課国保介護班（保険者）で対応しており、介護保険申請について地域包括支援センターと保険者で情報共有し、必要な方については暫定サービスの利用につなげています。

■ 今後の取組

職員のスキルアップと併せて関係機関との連携強化を図り、多岐にわたる相談や複合的な相談への対応に努めます。

(1) 来庁・電話・訪問

■事業・取組の内容

○初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、高齢者の状況把握を行います。

【相談の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
来所（件）	625	604	540	540	540	540
電話（件）	2,384	2,173	2,000	2,000	2,000	2,000
訪問（件）	523	535	500	500	500	500

7 任意事業

■ 現 状

現在、涌谷町では主に①介護給付費等費用適正化事業、②成年後見制度利用支援事業、③配食サービス事業、④認知症サポーター養成講座、⑤認知症キャラバン・メイト連絡会の5つの任意事業を実施しており、それぞれ高齢者が健康で安全に生活できるよう事業を推進しています。

認知症キャラバン・メイト連絡会については、参加者の少なさ、固定化が課題となっており、開催時間帯を変えるなど少人数で話し合える雰囲気をつくっています。

■ 今後の取組

各サービスにおいて、適正な運用による事業の継続を図り、高齢者が住み慣れた自宅での生活を保つことができるよう支援体制を整備します。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

■事業・取組の内容

○事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付費等費用適正化事業」等を活用しながら、給付内容の審査に努めています。

【介護給付費等費用適正化事業の目標値】

	実施目標
認定調査状況チェック	・町職員による認定調査票のチェックで判定基準の統一化を図る。(全件) ・認定調査員の内部研修を行う。(年1回)
ケアプランの点検・ 住宅改修等の点検	・町と事業者の介護支援専門員の双方で確認しながら点検を行う。(年1回以上) ・住宅改修：事前確認申請時は、写真で確認する。支給申請時は現地訪問を行う。町で把握している利用者の身体状況から申請内容に疑問が生じたケースについて、介護支援専門員等に確認する。(全件) ・福祉用具：申請書と介護認定審査会資料特記事項との整合性を確認する。(全件)
医療情報との突合 ・縦覧点検	・国保連に対象者抽出を委託し、町職員が実施する。点検結果について事業所に確認することで適正化への取組を啓発する。(全件) ・縦覧点検：国保連に委託する。点検結果について事業所等に確認することで適正化への取組を啓発する。(全件)

(2) 成年後見制度利用支援事業

■事業・取組の内容

○成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者等が、身寄りがいないなど親族の申立を行うことが困難なケースにおいて、涌谷町長が審判請求を行い、本人の財産状況から申立費用や後見人報酬等を負担することが困難な場合、これらの費用を助成することにより、高齢者福祉の増進を図るものです。

【相談の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
申立費用助成(件)	1	1	0	1	1	1
後見人等報酬助成 (件)	3	2	1	2	2	2

(3) 配食サービス事業

■事業・取組の内容

○65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等であって、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な方を対象に、週5回弁当を配達するものです。社会福祉協議会へ委託しており、栄養バランスの摂れた食事を提供することにより、健康維持と生活支援を図るとともに、配食サービス協力員による安否確認も行っています。

【配食サービス事業の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
新規申請件数(件)	19	18	18	18	18	18
配食日数(日)	244	243	243	243	244	243
延配食数(食)	4,967	6,065	6,065	6,065	6,106	6,065
利用人数(人)	36	40	41	41	41	41

(4) 認知症サポーター養成講座

■事業・取組の内容

○地域包括支援センターが中心となり民生委員・児童委員・商工会や涌谷高校福祉課程選択の生徒対象に認知症サポーター養成講座を開催するものです。令和4年度は受講した生徒の協力を得て、講座で使用する対応例の寸劇動画を作成しており、認知症に対する正しい理解と知識、認知症高齢者やその家族を地域においてあたたかく見守り・支えていく認知症サポーターを養成しています。

【認知症サポーター養成講座の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座開催回数(回)	3	1	2	3	3	3

【認知症サポーター人数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
新規人数(人)	49	6	40	40	40	40
延人数(人)	1,286	1,292	1,332	1,332	1,332	1,332

(5) 認知症キャラバン・メイト連絡会

■事業・取組の内容

○認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成が求められており、それを担うキャラバン・メイトのネットワーク構築と活動の充実を図るものです。メイト活動を行う上での課題や寸劇動画の活用等について意見交換を行っています。

【認知症キャラバン・メイト数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症キャラバン・メイト数(人)	30	35	36	36	36	36

【認知症キャラバン・メイト連絡会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催回数(回)	0 ^{※1}	3	3	3	3	3
参加人数(延人数)	0 ^{※2}	35	35	35	35	35

※1 年3回実施の計画だったが、コロナウイルス感染症拡大防止対策として中止となった。

※2 令和3年度文書による決議を実施

(6) チームオレンジの推進

■事業・取組の内容

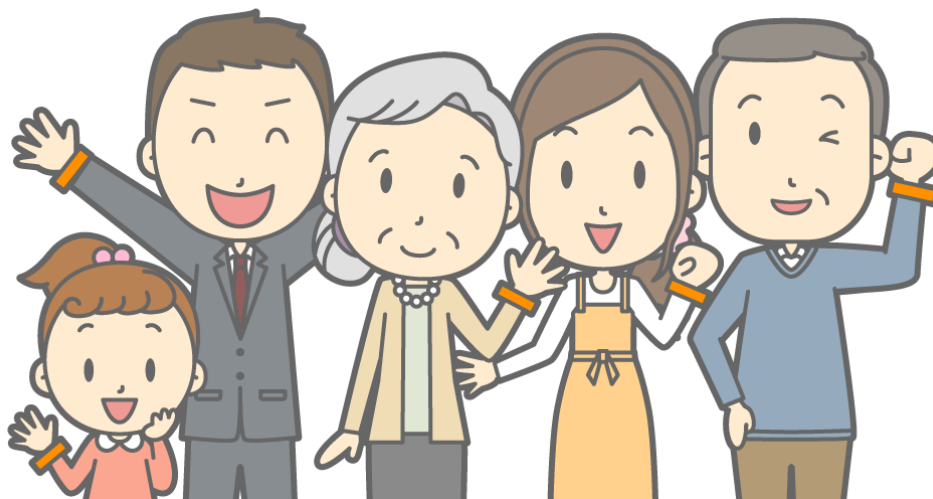
○認知症サポーター等の支援者が支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った心理面・生活面の支援に取り組む「チームオレンジ」の設置を推進します。

【チームオレンジ設置数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
チームオレンジ (団体)	—	—	—	—	2	2
構成員(人)	—	—	—	—	4	4

【チームオレンジ検討会開催の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
開催回数(回)	—	—	—	—	2	2



第3章 高齢者保健・福祉施策の充実

第1節 高齢者の健康の保持・増進

1 住民健診等

■ 現状

住民が自らの健康状態を確認し疾病の早期発見・早期治療につながることを目指し、特定健康診査や後期高齢者健康診査・各種がん検診、歯科健診等を実施するものです。受診しやすいよう後期高齢者健康診査、結核肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の同日実施を行っておりますが、全体的に健(検)診の受診率が低迷しているのが現状です。

また、後期高齢者健康診査で実施しているクリアチニン検査結果をみると、要治療該当者の割合が加齢とともに増加しており、特に男性の該当者が多い状況となっています。

■ 今後の取組

今後も受診しやすい健(検)診体制を検討・実施し、各種健(検)診をとおして生活習慣病の予防や重症化予防の対策を行い、一人ひとりの健康づくりにつながるよう取組を進めます。

また、受診勧奨を特定健診と一緒にしたり、申込理由別の受診勧奨を実施するなど、高齢期を健康に過ごせるよう、住民や関係機関との協働で取組を進めます。

2 地域における健康づくり活動

■ 現状

地域の健康教室などにおいて、各種健(検)診の受診勧奨を行うとともに、脳卒中や心疾患を引き起こす要因になる高血圧や脂質異常症、高血糖に着目し、食事(減塩など)・運動・禁煙等生活習慣改善につながるような健康教育や健康相談を行っています。

コロナ禍において、集まって実施する教室の中止や縮小が余儀なくされていましたが、徐々に再開されてきており、健康教室の他に訪問での啓発活動等も再開されてきています。

■ 今後の取組

各地区での健康教室をとおして、生活習慣病対策が地域の中で根ざしていくよう地区活動を担っている健康推進員へ働きかけを行い、健康教室再開に向けて支援を行います。

また、健康に関心を持ち、健康行動をとる町民が増えていることで、地域全体の健康度が上がることを目指し、広く地域への働きかけを行うとともに、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康づくりの実践を促進します。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

■ 現 状

高齢者の保健事業と介護予防事業は、健康課と福祉課が連携して事業を実施しており、保健事業と介護予防を一体的に取り組むことで一人ひとりの状況に応じた支援につなげています。

広域連合会の指導のもと実施していますが、対象者が毎年異なること、単年での実施となっていることなどから、その後の経過が追いきれていないことが課題となっています。

■ 今後の取組

リスクの有無にかかわらず集団に対して行うポピュレーションアプローチについては、介護予防担当の包括支援班と連携して実施しており、今後役割分担を明確にしながらか開催していく必要があります。

また、健康リスクを抱えた人に向けて行うハイリスクアプローチでは、重症化予防への取組が求められており、重症化予防の対象を精査し効果の見えるものにしていくために、検討を重ねながら取組を進めます。

4 リハビリテーション提供体制の整備

■ 現 状

通所リハビリテーションと介護老人保健施設の利用率は、全国や宮城県を上回っており、特に通所リハビリテーションについては県内でも上位となっています。一方、訪問リハビリテーションの利用率は全国、宮城県を下回っており県内でも比較的低い状況です。

■ 今後の取組

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることへの予防など、効果的、かつ効率的に推進します。

【リハビリテーション利用率の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問リハビリテーション (%)	0.45	0.41	0.49	0.49	0.49	0.49
通所リハビリテーション (%)	12.49	12.69	12.84	12.84	12.83	12.87
介護老人保健施設 (%)	8.78	7.47	8.14	8.69	8.68	8.77

第2節 地域での自立した生活支援

1 地域での自立した生活支援

■ 現状

生活支援ハウスについては、高齢者虐待や自然災害時による緊急避難施設として、また、夏季・冬季の日常生活に不安のある高齢者等について住居の提供と安全の確保を図っており、緊急時のシェルターとしての利用も期待されています。

緊急ボタンを押すことで、24時間安否確認等が行える緊急通報システムは、設置に電話回線が必要なことや安否確認の協力者の確保が難しいケースもあり、設置者数が減少しています。

■ 今後の取組

高齢者が地域で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、生活支援ハウス、短期宿泊事業は継続していきます。

一方、緊急通報システムと紙おむつ等支給事業については、事業の継続も含め、サービスの在り方について検討を進めます。

(1) 生活支援ハウス

■事業・取組の内容

- 自宅での生活に不安のある一人暮らしや、高齢者のみの世帯の人で家族の援助を受けするのが困難な人が安心して生活を送れるよう生活の支援を行うものです。

【生活支援ハウスの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人)	7	4	4	4	4	4
利用延人数(延人数)	595	650	650	650	650	650

(2) 緊急通報システム

■事業・取組の内容

- 心身に不安を抱える一人暮らしの高齢者や高齢の身体障害者等を対象に、身体に異常を感じたり、突発的な事故等で緊急に援助を求めたいときに、緊急ボタンを押すだけで24時間体制の受信センターにつながり、安否確認や支援を行うものです。

【緊急通報システムの実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
年度未設置者数(人)	43	27	40	40	40	40

(3) 短期宿泊事業

■事業・取組の内容

○介護や支援が必要な65歳以上の高齢者が在宅生活を継続できない場合、一時的に町と契約している介護保険施設等に宿泊できる事業です。

【短期宿泊事業の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人)	0	1	1	1	1	1
利用延日数 (延人数)	0	9	9	9	9	9

(4) 紙おむつ等支給事業

■事業・取組の内容

○在宅の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減を図る事業です。

【紙おむつ等支給の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人)	13	15	15	15	15	15

第3節 地域のつながりの強化

1 健康推進員、民生委員・児童委員、福祉推進員の連携強化

■ 現状

地域における支え合いを前提とした“ともに生きる社会”の構築を目指し、自助・互助・共助・公助による福祉サービスを目指しています。

地域で保健福祉活動を行っている健康推進員や民生委員・児童委員、そして福祉推進員の活動の支援及び連携強化を図るため、地域保健会長連絡会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり開催には至りませんでした。こうした状況もあり、地域で保健福祉活動を行っている健康推進員や民生委員・児童委員、福祉推進員の連携には地域間の温度差がみられ、多くの地域において地域リーダーの育成が進んでいない状況となっています。

■ 今後の取組

今後、地域ケア推進会議や生活支援体制整備事業等を通じて、関係者間の連携強化を図るとともに、地域リーダーの育成に努めます。また高齢化の進行により担い手不足となっていることから、新たな担い手の確保に向けた取組を推進します。

【町民福祉研修会の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催回数(回)	1	1	1	1	1	1

2 地域における住民同士の連携強化の促進

■ 現状

生活支援体制整備事業において、集いの場や通いの場、生活支援の方法等について話し合いを行うなど、関係機関と連携強化を図っています。

また、運動やサロン、レクリエーションなど、地域の集会所等を活用してコミュニティ形成を図っています。

■ 今後の取組

今後、地域住民が主体的に地域生活課題を把握できるような事業を展開するとともに、常設型の見守り活動の創出により、運動やサロン、レクリエーションなどが主体的にできるような環境を整備します。

第4節 ボランティア活動の支援

1 ボランティア活動の支援

■ 現 状

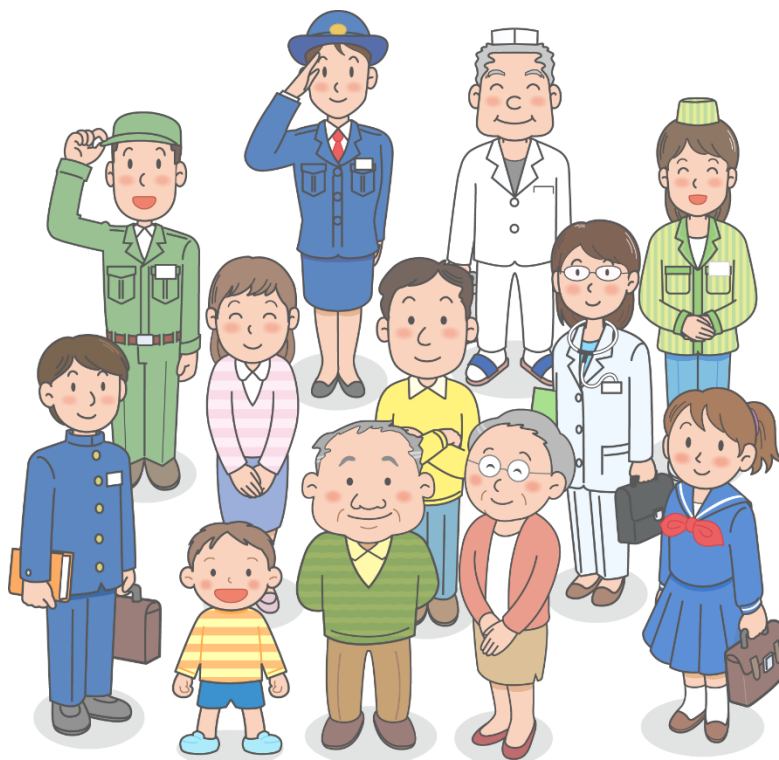
ボランティア活動の社会的意義や福祉の理念であるノーマライゼーションの考え方、地域におけるボランティアの役割など、基本的な知識を正しく理解するための講座や教室の開催を支援するため、社会福祉協議会にボランティアセンター運営補助金を交付し、ボランティア団体の育成や小中学校等を対象とした地域福祉出前講座を実施しています。また、第8期計画期間中に新たにウォーキングボランティアによる見守りボランティアの養成を行いました。

■ 今後の取組

地域福祉活動に興味と関心をもち、参加につなげていくために、各種講座や研修などの充実を図り、参加機会の創出に努めます。

【ボランティア団体の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
団体数(団)	18	20	21	21	21	21



第4章 生きがいづくり・交流の推進

第1節 スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実

1 スポーツ・レクリエーションの充実

■ 現 状

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり中止となる事業もありましたが、令和4年度には老人クラブ会員向けにペタンク大会やグランドゴルフ大会等の事業をおおむね計画どおり開催することができました。

また、高齢者のスポーツ人口拡大のため、総合型地域スポーツクラブへの加入促進を目指して取組を進めていましたが、コロナ禍における外出制限や自粛もあり、加入者の増加には至りませんでした。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出や体を動かす機会が減少していましたが、ペタンク大会やグランドゴルフ大会などを開催したことで、外出の促進や仲間づくり、健康増進につながっています。

■ 今後の取組

今後も、健康増進及び仲間づくりを図るため事業の開催や地域に出向き、気軽に楽しめるニュースポーツの指導・支援を行います。

また、引き続き総合型地域スポーツクラブへの加入を推進し高齢者のスポーツ人口の拡大を目指します。

【高齢者スポーツ大会の開催の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
開催回数(回)	2	5	6	5	5	5
参加者数(人)	85	301	301	300	300	300

2 学習趣味活動

■ 現 状

毎年町民文化祭を開催し、学習や趣味活動の発表の場を提供しています。

■ 今後の取組

今後も引き続き、生涯をとおして自己啓発に努め、自ら学ぶ意欲を持って生活できるよう、多様な学習の場を提供するとともに、公民館くがね創庫での展示や町民文化祭等を開催し、学習の発表の場を設け、活力ある活動の推進に努めます。

3 高齢者の就労支援

■ 現 状

シルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者がその能力を発揮することにより生きがいづくりにつなげています。しかし、コロナ禍ということもあり、会員数に影響が出ており、新規会員の加入が減少し、会員の平均年齢も年々上昇傾向となっています。

■ 今後の取組

少子高齢化の進展を踏まえ、現役世代だけではなく高齢者の活躍も求められていることから、引き続きシルバー人材センターの運営費を補助するとともに、地域のニーズと多様な人材のマッチング機能の強化を検討することにより、高齢者の就労支援を継続して行います。

【シルバー人材センター会員数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
会員数 (人)	167	160	160	160	160	160
契約数 (件)	1,283	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330

第2節 交流活動の促進

1 交流活動の促進

■ 現 状

社会福祉協議会に地域介護予防活動補助金を交付し、地域での「お茶っこ飲み会」などのサロン活動や地域での敬老会の開催による高齢者の交流の場を広めています。

また、社会福祉協議会に補助金を交付することにより、福祉推進員や健康推進員の協働による交流会等の開催を行っています。

■ 今後の取組

高齢者相互の交流に留まらず、子どもや若者と高齢者の世代間交流を推進し、高齢者がもっている知識や経験を次の世代に伝えていくための支援を行います。

第3節 クラブ活動等への支援強化

1 クラブ活動等への支援強化

■ 現 状

各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に助成金を交付することで、活動の活性化を図りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うような活動を展開することができませんでした。

また、積極的に活動しているクラブと、積極的でないクラブで温度差がある中、クラブ数も減少しており、会員の確保が課題となっています。

■ 今後の取組

今後も、高齢者が生きがいをもって人生を送れるよう、老人クラブ活動への助成を継続するとともに、老人クラブの活動内容をPRし、誰もが参加しやすい体制づくりを整備します。

また、会員数の少ない単位老人クラブの統合や行政区を超えた交流などを進め、参加促進に努めます。

【老人クラブの会員数の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
クラブ数(クラブ)	36	34	34	34	34	34
会員数(人)	1,044	994	962	962	962	962

第5章 地域で安心して生活できる環境整備

第1節 災害時の支援体制の強化

1 災害時の支援体制の整備

■ 現状

社会福祉協議会や行政区長、民生委員・児童委員、地域福社会長、自主防災組織及び地域住民と連携し、「おらほの支えあいマップ[®]わくや_い」を活用した災害時の支援体制の整備を図っています。

また、町と福祉事業所との間に協定を締結し、要配慮者の情報共有や災害時要配慮者支援チームを設置し、連携体制を整備しました。

町総合防災訓練に合わせて災害時要配慮者支援チームの訓練を実施しており、実際の災害時には、災害時要配慮者支援チームによる福祉避難所等への避難支援を行いました。

■ 今後の取組

今後も社会福祉協議会や行政区長、民生委員・児童委員、地域福社会長及び自主防災組織と連携し、「おらほの支えあいマップ[®]わくや_い」を更新することにより地域住民との支援体制の連携を図ります。

また、福祉事業所等との連携により、災害時要配慮者支援チームの機能強化に努めます。



第2節 住環境の整備

1 高齢者の居住安定に係る施策との連携

■ 現状

介護給付による住宅改修の利用促進等、住環境の整備に努めています。

高齢者世帯の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取り付けや段差解消など、住み慣れた家で安心安全に暮らせるよう支援を行っています。

■ 今後の取組

介護認定の申請をする際、介護保険制度の住宅改修についての周知や、ケアマネ研修会における周知に努め、高齢者のニーズに応じた住宅改修を支援します。

また、在宅での生活が困難になった方や、低所得等の理由により施設入所が難しい高齢者に対し、安心して暮らせるよう、様々なサービスについて情報提供します。

県や関係機関とも連携を図り、情報共有に努め、民間事業者の参入も視野に入れ住環境の整備を検討していきます。

【介護サービス・居住サービス基盤整備見込】

区分		実績値		見込み	計画値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	110	110	110	110	110	110
うち地域密着型	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	80	80	80	80	80	80
認知症対応型共同生活介護	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員	51	51	51	51	51	51
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0
	入居者	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0
	入居者	0	0	0	0	0	0
生活支援ハウス	施設数	1	1	1	1	1	1
	入居者	7	4	4	4	4	4

第3節 外出時の安全確保

1 交通における安全の確保

■ 現状

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催回数は減少しましたが、シルバー交通大学において運転技能の低下の有無を確認する認定教育の受講を行っています。

また、シルバー安全安心教室についても、コロナ禍のため依頼団体数が減少しましたが、交通指導員による交通ルールの指導を行い、高齢者の事故防止に努めています。

■ 今後の取組

高齢者の増加に伴い、高齢ドライバーも増加することが予想されることから、シルバー交通大学やシルバー安全安心教室について、コロナ禍以前の開催状況に戻し高齢者の交通事故防止に努めます。

【シルバー交通大学・教室への参加者の実績と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
参加者数(人)	49	57	350	350	350	350

2 交通手段の確保

■ 現状

日常生活に欠かせない買い物や通院等の移動手段は、自家用車を使用する方が多く、加齢に伴って運転が困難になった場合には、買い物や通院など外出時に不便さ感じている方が多くいます。こうした中、涌谷町では65歳以上の運転免許自主返納者を対象に町民バス無料券の配付を行うなど移動手段の確保に努めています。

■ 今後の取組

今後高齢化の進行に伴い、ますます自家用車以外の移動手段が必要となる状況が予想されるため、地域の足として移動手段の確保に努めます。

また、運転免許証の返納に起因する外出機会の減少やひきこもりなども懸念されることから、運転免許自主返納者の外出を促すため、町民バス無料券や天平の湯割引券など各種優遇制度の活用を促進します。

第4節 重層的支援体制の整備・推進

1 地域力の強化推進

■ 現状

地域住民等の支え合い体制を強化するため、行政区長、民生委員・児童委員、地域福社会長など地域住民が集い、ひきこもりの方を含めた地域の要支援者について、話し合いを基にリストアップし平時の見守りレベルや災害時の避難支援レベルを設定しています。

リストを作成・更新することよりも座談に重きを置き、地域課題について話し合いを重ねていますが、地域により支援が必要な方の把握状況などには差がある状況です。

■ 今後の取組

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」において、引き続き支え合いマップの作成・更新を行い、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築を支援します。

2 多機関の協働による包括的支援体制の構築

■ 現状

令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始し、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施により地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を進めており、以下の3つ事業を中心に取組を実施しています。

(1) 多機関協働事業

- 課題が複雑化複合化した世帯について支援プランを作成しています。
- 重層的支援会議を年4回開催しプランの適切性を協議したり、委託先との定例会議を毎月開催し支援の進捗状況について確認を行っています。

(2) アウトリーチ等事業

- ひきこもりの方や困窮世帯等について月1回～2か月に1回継続的に訪問しています。また、ひきこもり調査において支援の優先順位が高い世帯に3～4か月に1回訪問しています。
- 相談窓口の周知としては、チラシを作成し全戸配布及び民生委員・児童委員定例会や地域福社会長連絡会で配布しています。
- 福祉事業所連携推進会議については、事業所との連携を図り、事例等の検討を行うため、開催に向けて参加を呼び掛けるなど周知に努めています。

(3) 参加支援事業

- 参加支援事業検討会を年4回開催し、各々の機能と役割を共有するなど、参加支援に向けた情報交換を行っています。
- 生きづらさを抱える本人の居場所として町内外7か所の居場所を取材して、居場所をまとめたガイドブックを作成し関係機関に配布しています。

■ 今後の取組

あらゆる課題を抱えるすべての町民を支援するという理念のもと、重層的なセーフティーネットの強化を目指します。

課題が複雑化、複合化した世帯について、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めることで、住民の課題解決につなげます。

また、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築するとともに、関係機関と連携を図りながら参加支援に向けたコーディネートを実施します。

さらに狭間のニーズに応じた参加支援事業を展開していきます。

第5節 介護者支援の充実

1 家族介護者への支援

■ 現 状

安心して在宅介護を継続できるよう家族等に支援を行い、家族介護者に係る介護負担の軽減を図るため、高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して、介護方法、介護予防、認知症高齢者への対応及び介護者の健康づくり等についての知識・技術取得のための教室を開催しています。

■ 今後の取組

今後は、ヤングケアラーも含めた家族介護者の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの状況に合わせた支援について検討を進めます。

併せて、家族のための介護知識や技術の向上、家族介護者同士の交流や情報交換の場となるよう、介護の知識や技術の普及を推進します。

第3部 介護保険事業の見込み

第1章 介護保険サービス事業量の設定

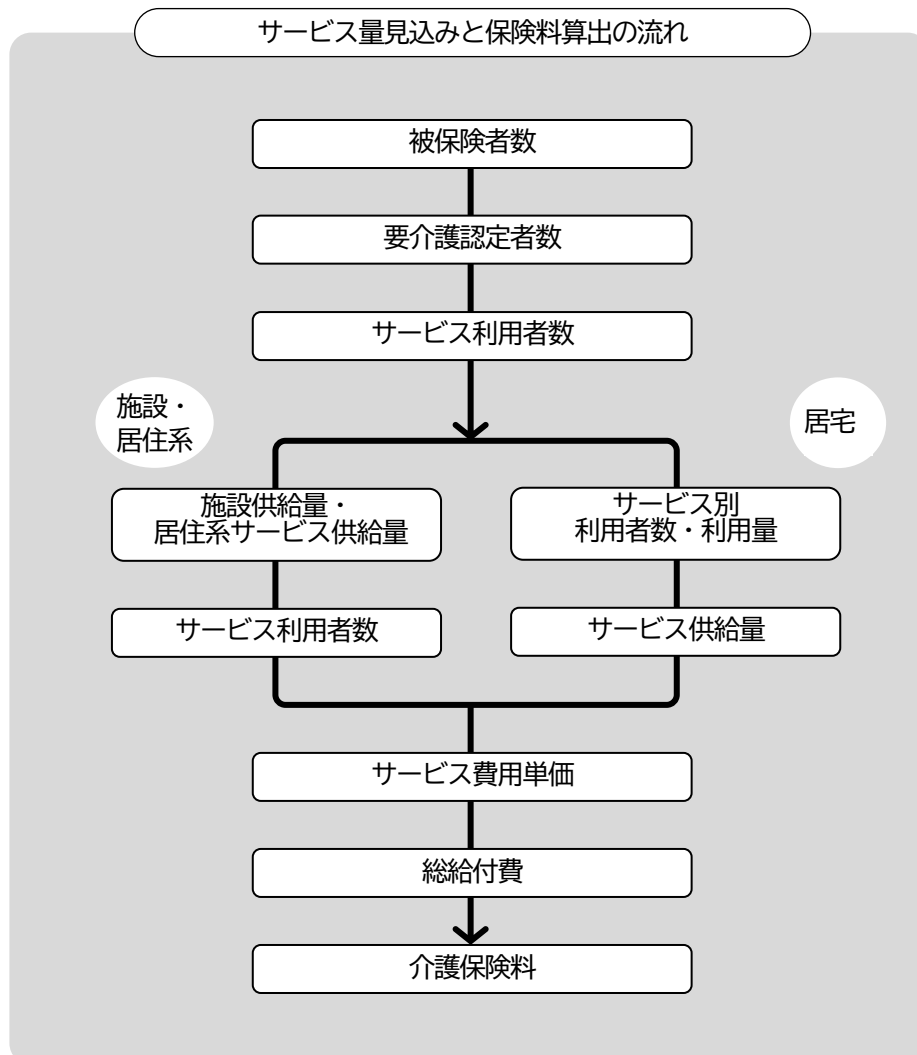
第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

第1章 介護保険サービス事業量の設定

第1節 介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方

1 サービス量の推計方法

第9期介護保険事業計画の計画年度である令和6年度から令和8年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第8期計画期間である令和3年度から令和5年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別のサービス利用率、1人当たりのサービス利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設・居住系」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

2 介護保険サービス見込みの基本的な方向性

以下に介護・介護予防サービスの実績及び計画値を設定します。

サービスの体系及び見込みの基本的な方向性は以下のとおりです。

	介護サービス	介護予防サービス
居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防支援
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	

- ◎ 要支援・要介護認定者の減少に伴い、介護予防サービス及び介護サービスの利用量も減少が見込まれます。
- ◎ 引き続き、在宅生活を続けながら日常生活を送ることができるよう、医療と介護の連携に努めサービス提供体制の整備を推進します。
- ◎ 令和4年度、令和5年度の利用実績・利用見込みが0人のサービスについては、利用見込みを0としています。(ケアプランにおいて利用を行うこととされた場合は利用可能です)

第2節 居宅サービス

1 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数 (回/月)	1,554.3	1,348.9	1,527.5	1,509.1	1,474.6	1,442.3

2 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な要介護者の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護件数 (回/月)	138.1	123.1	116.5	116.5	112.1	107.2

3 訪問看護

訪問看護は、主に在宅の重度者の対応を行うもので、医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (回/月)	92.4	96.3	125.4	110.5	110.5	110.5
介護件数 (回/月)	640.9	578.6	575.1	559.2	549.0	549.0

4 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うもので、在宅生活を継続していくために利用が望ましいサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として受けるサービスで、涌谷町では、主に訪問看護事業所として実施しています。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (回/月)	8.3	8.5	8.7	8.7	8.7	8.7
介護件数 (回/月)	35.2	35.0	22.2	44.7	36.7	36.7

5 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	3	3	2	3	3	3
介護件数 (人/月)	73	76	84	82	81	80

6 通所介護

通所介護は、居宅サービスで最も利用されているサービスで、要介護者がデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数 (回/月)	1,607.1	1,648.4	2,047.8	2,016.6	2,004.6	1,985.7

7 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅生活の維持に向けた機能訓練の役割が大きく、要介護者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数（人/月）	31	36	41	40	40	40
介護件数（回/月）	732.2	684.6	761.2	752.2	743.8	743.8

8 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、訪問介護、通所介護等とともに、在宅介護の根幹的なサービスであり、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数（日/月）	20.5	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0
介護件数（日/月）	219.5	268.8	204.5	204.5	198.6	198.6

9 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (日/月)	5.8	5.0	9.4	9.4	4.7	4.7
介護件数 (日/月)	63.5	60.1	225.0	218.0	211.7	211.7

10 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、多様な住まいを確保するためのサービスであり、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設（介護専用型特定施設を除く）において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護件数 (人/月)	9	7	5	7	6	5

11 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	73	73	90	88	88	87
介護件数 (人/月)	291	300	284	285	284	276

12 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等、貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
介護件数 (人/月)	4	4	2	4	4	4

13 住宅改修

住宅改修は、「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	1	1	2	1	1	1
介護件数 (人/月)	2	1	1	1	1	1

14 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所が連携しながら行います。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数 (人/月)	102	103	122	120	119	119
介護件数 (人/月)	429	431	423	415	414	408

第3節 地域密着型サービス

1 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数（回/月）	24.8	21.7	10.0	20.0	15.0	15.0
介護件数（回/月）	306.8	255.8	237.3	248.9	238.6	238.6

2 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスで、居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、介護予防を目的として、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み 令和5年度 (2023)	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数（人/月）	1	1	0	1	1	1
介護件数（人/月）	0	1	1	1	1	1

3 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、入浴や食事の提供等、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
予防件数（人/月）	1	0	0	2	1	1
介護件数（人/月）	58	57	52	51	51	50

4 地域密着型通所介護

通所介護のうち、サービス利用者が小規模で地域住民が主に利用している事業所については、平成28年度から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに分類されました。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数（人/月）	865.9	797.1	723.0	760.3	748.7	748.7

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応するサービスです。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数（人/月）	1	0.2	0	1	1	1

5 その他のサービス

以下のサービスについては、町内に提供事業者がないことから、第9期計画期間中には利用を見込まないものとします。ただし、長期的に高齢者人口の増加が見込まれることから、必要な事業の種類を選定、事業者の確保等について、準備を進めます。

サービスの種類	概要
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象に、夜間の定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の常生活上の援助を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

第4節 施設サービス

1 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けられます。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数（人/月）	117	123	130	130	128	128

2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を受けられます。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数（人/月）	85	77	88	88	87	86

3 介護医療院

令和5年度末をもって廃止となった「介護療養型医療施設」の主な転換先である要介護者向けの介護施設です。日常生活の身体介助や生活支援に加え、介護療養型医療施設で行われている「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」といった、医療的ケアを行える施設となっています。

【実績値と計画値】

区分	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護件数（人/月）	1	1	1	1	1	1

第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

第1節 介護保険事業費の見込み

1 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費を下表のとおり見込みます。

【介護予防給付の見込み】

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
◎介護予防サービス	34,915	34,397	34,295
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,831	4,837	4,837
介護予防訪問リハビリテーション	261	261	261
介護予防居宅療養管理指導	219	219	219
介護予防通所リハビリテーション	17,753	17,775	17,775
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,093	547	547
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,374	8,374	8,272
特定介護予防福祉用具購入費	545	545	545
介護予防住宅改修	1,839	1,839	1,839
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス	8,233	5,018	5,018
介護予防認知症対応型通所介護	2,383	1,789	1,789
介護予防小規模多機能型居宅介護	598	599	599
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,252	2,630	2,630
◎介護予防支援	6,931	6,879	6,879
介護予防給付費計（小計）→（I）	50,079	46,294	46,192

2 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費を下表のとおり見込みます。

【介護給付の見込み】

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
◎居宅サービス	505,949	498,215	490,772
訪問介護	54,970	53,877	52,865
訪問入浴介護	17,468	16,818	16,089
訪問看護	30,943	30,409	30,409
訪問リハビリテーション	1,714	1,428	1,428
居宅療養管理指導	5,663	5,588	5,510
通所介護	195,319	195,092	192,946
通所リハビリテーション	86,462	85,480	85,480
短期入所生活介護	21,658	21,158	21,158
短期入所療養介護（老健）	27,801	27,080	27,080
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	47,117	46,901	45,373
特定福祉用具販売	1,132	1,132	1,132
住宅改修	1,488	1,488	1,488
特定施設入居者生活介護	14,214	11,764	9,814
◎地域密着型サービス	264,127	261,894	259,237
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	939	940	940
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	79,877	78,563	78,563
認知症対応型通所介護	30,092	28,979	28,979
小規模多機能型居宅介護	2,068	2,070	2,070
認知症対応型共同生活介護	151,151	151,342	148,685
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
◎介護保険施設サービス	739,486	731,916	727,994
介護老人福祉施設	428,808	424,177	423,588
介護老人保健施設	305,819	302,874	299,541
介護医療院	4,859	4,865	4,865
◎居宅介護支援	75,073	74,994	73,794
介護給付費計（小計）→（Ⅱ）	1,584,635	1,567,019	1,551,797
総給付費（合計：（Ⅰ）+（Ⅱ））	1,634,714	1,613,313	1,597,989

第2節 第1号被保険者保険料の見込み

1 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

【介護保険事業費の見込み】

(単位：円)

区 分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合 計
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	1,634,714,000	1,613,313,000	1,597,989,000	4,846,016,000
特定入所者介護サービス費等給付額	77,501,629	77,225,190	76,850,673	231,577,492
高額介護サービス費等給付額	39,787,779	39,650,795	39,458,464	118,897,038
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,887,768	3,871,521	3,850,241	11,609,530
算定対象審査支払手数料	1,396,020	1,397,340	1,382,520	4,175,880
標準給付費計	1,757,287,196	1,735,457,846	1,719,530,898	5,212,275,940
地域支援事業に係る費用	100,623,728	100,073,730	99,510,556	300,208,014
介護保険事業費（計）	1,857,910,924	1,835,531,576	1,819,041,454	5,512,483,954

2 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間(3年)ごとに見直しされ、第9期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成(65~74歳、75~84歳、85歳以上の3区分)の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

【標準給付費の負担割合】

標準給付費	居宅給付費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 25.0%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
	施設等給付費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 20.0%	都道府県 17.5%	市町村 12.5%

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

【標準給付費の負担割合】

地域支援事業費	①介護予防・日常生活支援総合事業費				
	第1号保険料 23.0%	第2号保険料 27.0%	国 25.0%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
	②包括的支援事業費 ③任意事業費				
	第1号保険料 23.0%		国 38.5%	都道府県 19.25%	市町村 19.25%

3 第1号被保険者保険料について

(1) 第1号被保険者保険料の推計

第1号被保険者における第9期介護保険料基準額(月額)は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定作業を行い、第8期を維持して6,000円となりました。

【介護保険事業費の見込み】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
第1号被保険者数	5,815人	5,808人	5,775人	17,398人
前期(65～74歳)	2,807人	2,699人	2,573人	8,079人
後期(75歳～)	3,008人	3,109人	3,202人	9,319人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	5,657人	5,650人	5,618人	16,925人
総給付費	1,634,714,000円	1,613,313,000円	1,597,989,000円	4,846,016,000円
特定入所者介護サービス費等給付額	77,501,629円	77,225,190円	76,850,673円	231,577,492円
高額介護サービス費等給付額	39,787,779円	39,650,795円	39,458,464円	118,897,038円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,887,768円	3,871,521円	3,850,241円	11,609,530円
算定対象審査支払手数料	1,396,020円	1,397,340円	1,382,520円	4,175,880円
標準給付費見込額(A)	1,757,287,196円	1,735,457,846円	1,719,530,898円	5,212,275,940円
地域支援事業費(B)	100,623,728円	100,073,730円	99,510,556円	300,208,014円
第1号被保険者負担分相当額(C)	427,319,513円	422,172,262円	418,379,534円	1,267,871,309円
調整交付金相当額(D)	90,105,228円	88,999,172円	88,190,447円	267,294,847円
調整交付金見込交付割合(E)	5.45%	5.23%	4.85%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	1.0061	1.0163	1.0329	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9743	0.9743	0.9743	
調整交付金見込額(H)	98,215,000円	93,093,000円	85,545,000円	276,853,000円
財政安定化基金拠出金見込額(I)				
財政安定化基金拠出率(J)	0.0000%			
財政安定化基金償還金				0円
準備基金取崩額				57,900,000円
審査支払手数料1件当たり単価	60円	60円	60円	
審査支払手数料支払件数	23,267件	23,289件	23,042件	
保険料収納必要額(K)				1,200,413,157円
予定保険料収納率(L)	98.50%			

保険料(基準額) : $K \div L \div 16,925人 \div 12か月$	6,000円(推計値)
--	-------------

(2) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

【介護保険事業費の見込み】

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費見込額 5, 512, 483, 954 円 (A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合：23%
=
第1号被保険者保険料負担分相当額 1, 267, 871, 309 円 (C)
+
調整交付金相当額 267, 294, 847 円 (D)
-
調整交付金見込額 276, 853, 000 円 (H)
+
財政安定化基金拠出金見込額 0 円 (I)
+
財政安定化基金償還金 0 円
-
準備基金取崩額 57, 900, 000 円
=
令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額 1, 200, 413, 157 円 (K)

(3) 保険料（基準額）の算定

令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料（基準額）を算出すると、次のようになります。

【保険料（基準額）の算定】

令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額 1,200,413,157円 (K)
÷
予定保険料収納率（令和6年度から令和8年度までの平均予定収納率） 98.50% (L)
÷
補正第1号被保険者数 16,925人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から13段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、13段階の割合は2.4なので被保険者数も2.4人換算します。
=
年額 72,000円（基準額） ※72,000円÷12か月=6,000円（1か月当たり保険料）

(4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

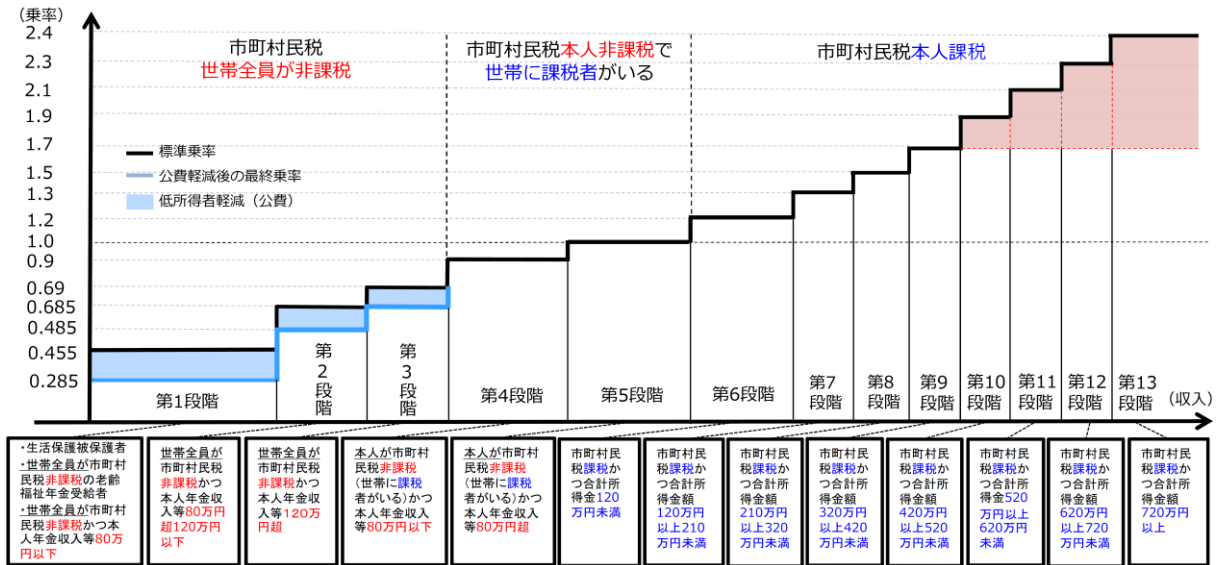
【第1号被保険者の所得段階別保険料（月額）】

区 分			計算方法	保険料月額	
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455 (×0.285 [*])	2,730円 (1,710円 [*])
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685 (×0.485 [*])	4,110円 (2,910円 [*])
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690 (×0.685 [*])	4,140円 (4,110円 [*])
第4段階	本人が町民税非課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	5,400円
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000	6,000円
第6段階	本人が町民税課税		本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	7,200円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	7,800円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500	9,000円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	10,200円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	11,400円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.100	12,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.300	13,800円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400	14,400円

※公費軽減後の最終乗率（次ページもご参照ください）

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとしました。

【（参考）第9期計画期間における第1号保険料の標準段階・乗率（標準13段階）】



出典：第110回社会保障審議会介護保険部会「資料1 給付と負担について」から抜粋

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

第2章 介護保険の円滑な制度運営のための方策

第1章 計画の推進体制

第1節 推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、健康課・福祉課を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、施策を推進します。

第2節 住民参加の推進

計画の推進に当たっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた町民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

そのため、町民をはじめとする多様な主体の参画を促し、地域共生社会の実現に向けて協働による施策の展開を推進します。

第3節 介護保険事業の周知と計画の公表

社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度の趣旨やサービス内容等についての正しい理解のもと、保険料の納付やサービス利用が行われるよう、ポスターや広報紙等、様々な媒体や機会を通じて、若い世代から高齢者まで幅広く周知します。

また、本計画の内容についてはホームページで公表するなど、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

第4節 進捗状況の点検・評価

本計画の実施に当たっては、計画に掲げる施策や取組が高齢者のニーズに応じた的確に実行されているかなど、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討するPDCAサイクルを構築し、効果的かつ効率的に推進します。

第2章 介護保険の円滑な制度運営のための方策

町民、関係団体及び事業者等と連携しながら、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターの業務負担を軽減しつつ質の確保に努めるなど体制整備を図るとともに、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備や総合事業の充実、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、介護予防の充実など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の充実に努めます。

第2節 ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

第3節 介護予防・認知症対策の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

また、認知症への理解や早期発見、早期対応を図るため、認知症初期集中支援チームを中心とした支援体制の充実や、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーターを養成することで、広く情報を把握できる機会を創出するとともに、民生委員・児童委員やボランティア団体等とも連携を深め、身近で気軽に相談できる体制を構築します。

第4節 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが想定されます。

そのため、外国人労働者や他業種など人材の新規参入の促進や処遇改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止など、不足する介護人材の確保に向けた取組の総合的な推進に努めます。

併せて、介護現場の負担軽減のため、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化の推進や、県と連携した生産性向上に関する支援について検討を進めます。

第5節 国・県との連携

各市町村が保険者機能の強化を図る際には国と県による重層的な支援が受けられるよう、平成29年の法改正において県による市町村支援が法律上に位置付けられ、これにより市町村は、県から積極的かつ丁寧な支援を受けることができるようになりました。

広域的観点からの介護給付等対象サービスや、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、介護療養病床を持つ医療機関に入院している高齢者の実態や介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組など介護給付等対象サービスを提供する体制の確保についても県による支援制度を活用しながら施策の推進を図ります。

また、介護保険制度への信頼を維持していく観点から、介護給付等対象サービスの提供事業者について、事業者の指導監督等、県と十分な連携をとりながら対応していきます。

涌谷町

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行／涌谷町町民医療福祉センター 健康課・福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278

TEL (0229) 43-5111 (代)

FAX (0229) 43-5715

